

第4期常総市地域福祉計画（案）

パブリックコメント資料

令和6年●月●日

目次

第Ⅰ章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉の定義と地域福祉計画の位置づけ	2
3. 第4期常総市地域福祉計画の位置づけ	3
4. 計画期間	3
5. 地域福祉を取り巻く環境	4
6. 地域福祉の推進に向けた考え方	6
第Ⅱ章 常総市の地域福祉を巡る状況	7
Ⅱ-1 常総市の概要	7
1. 総人口と世帯数の推移	7
2. 年齢別男女別人口構成	8
3. 年齢3区分別人口の推移	9
4. 人口動態の推移	10
5. 児童・生徒数等の状況	11
6. 高齢者の状況	12
7. 障がい者の状況	13
8. 生活保護の状況	13
9. 在留外国人の状況	14
Ⅱ-2 第3期計画の評価	15
1. 福祉サービス利用の推進	15
2. 地域福祉事業の充実	16
3. ふれあいのあるコミュニティづくり	17
第Ⅲ章 常総市の地域福祉の課題	18
Ⅲ-1 地域福祉に関する意向調査結果	18
1. 調査の目的	18
2. 調査の概要	18
3. 調査結果	18
Ⅲ-2 意向調査結果より	25
Ⅲ-3 ワークショップの意見	26
Ⅲ-4 第4期常総市地域福祉計画における課題	28

第Ⅳ章 基本理念と基本方針	30
1. 上位関連計画及び既往計画での位置づけ	30
2. 第3期常総市地域福祉計画の基本理念	34
3. 計画の基本方針	34
4. 常総市成年後見制度利用促進計画	35
5. 常総市再犯防止推進計画	37
第Ⅴ章 施策の展開	35
V-1 施策の体系	35
V-2 施策の展開	36
■基本方針-1 たよりになる福祉のまち > 適切な支援体制づくり	36
■基本方針-2 たすけあう福祉のまち > 関係機関との連携強化	44
■基本方針-3 たよう（多様）な福祉のまち > 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	49
第Ⅵ章 計画の推進に向けて	56
1. 地域福祉に対する関心と意識の醸成	56
2. 福祉に携わる主体の連携強化	56
3. 計画の進行管理	56

第 I 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するもので、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であるとともに、本市の福祉分野の上位計画として、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることから、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本理念と方針、施策展開の方向性を示す計画となります。



本市では、令和 2 年 3 月に「第 3 期常総市地域福祉計画」を策定し、「健やかで 幸せを分かち合うまち ～ひとり暮らしをみんなで支える しあわせのまち じょうそう～」を基本理念に掲げ、「ためになる福祉のまち >福祉サービス利用の推進」、「たよりになる 福祉のまち >地域福祉事業の充実」、「たすけあう 福祉のまち >ふれあいのあるコミュニティづくり」という 3 つの基本目標に設定し、各種事業を実施しています。この計画の計画期間が令和 6 年度に終了することから、新たに 5 か年を計画期間とする「第 4 期常総市地域福祉計画」を策定します。

2. 地域福祉の定義と地域福祉計画の位置づけ

社会福祉法における「地域福祉」とは、基本的に個人や家族等、個人的な取組だけでは解決できない生活上の課題の緩和・解決を社会的に行うもので、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてだけでなく、地域に暮らす多様な人々が抱える生活課題を、地域住民、事業者、行政等、地域の様々な立場の人たちが互いに協力して課題解決を図るものと位置づけられました。

さらに、「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに支え合うことができる地域づくり」を進め、「地域共生社会の実現」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。また、「地域福祉計画」は、福祉分野の個別計画の上位計画となることから、福祉分野を中心に関連分野の計画との整合性を確保することとします。

■社会福祉法

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

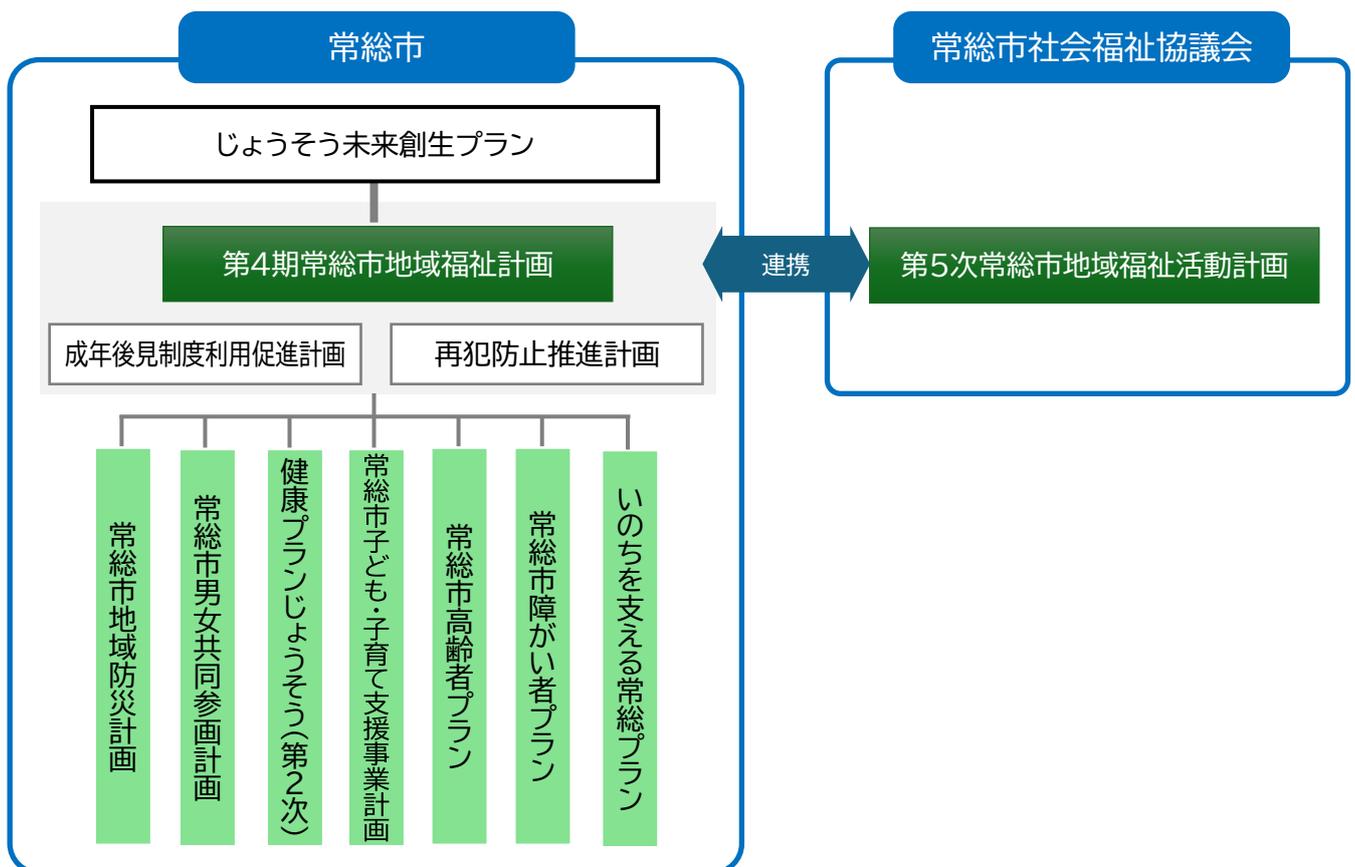
3. 第4期常総市地域福祉計画の位置づけ

第4策定にあたっては、市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン」と整合を図るとともに、福祉分野の個別計画である、「常総市高齢者プラン」、「常総市子ども・子育て支援事業計画」、「常総市障がい者計画」、「健康プランじょうそう（第2次）」の他、「常総市地域防災計画」、「常総市男女共同参画計画」といった計画との整合性を確保しながら、地域福祉を推進するための基本理念を示します。

なお、「第4期常総市地域福祉計画」においては、地域福祉の推進と親和性が高い、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定する「自殺対策計画」、及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「再犯防止推進計画」についても、包含した計画として策定することとします。

また、社会福祉協議会においては、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営業者」等が相互に協力し、地域福祉を推進するための実践的な行動計画（アクションプラン）として、「第5次常総市地域福祉活動計画」を策定していますが、本計画の策定や施策の推進にあたっては、地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携を図るものとし、その内容を共有し相互に連携を図りながら進めることとします。

第4期常総市地域福祉計画の位置づけと関連計画との関係性



4. 計画期間

第4期常総市地域福祉計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5. 地域福祉を取り巻く環境

(1) 人口減少、少子高齢化、家族の変化などによる地域の変化

人口減少や少子高齢化の進行とともに、家族についても核家族や単身世帯の増加が進んでいます。このような人や家族の変化に伴い、家庭や地域において相互に支え合う関係性の希薄化が進んでいます。さらに、共働き世帯の増加や冠婚葬祭の変化などにより、地域におけるコミュニティ活動も変化しています。

(2) 福祉課題の多様化・複雑化

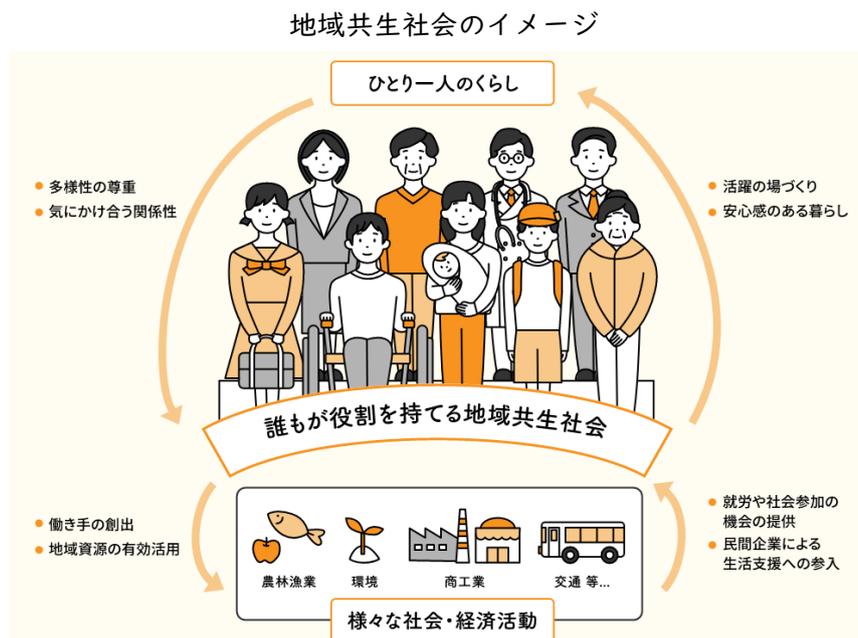
前述のような地域の変化に加え、個人の生活においても、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進んでいます。また、社会も成長拡大から成熟型に移行する中で、福祉分野においては、孤独や貧困、自殺、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが大きく社会問題化しています。

(3) 人口減少・少子高齢化による福祉サービスへの影響

高齢化に伴い、年金・医療・介護等の社会保障については、今後もコストの増加やニーズの多様化が見込まれます。一方で、社会保障財源は、少子化や人口減少により、現役世代の負担の増大や国債への依存を招くだけでなく、福祉サービスの担い手の不足も予想されます。

(4) 社会福祉に関する法制度の改革

このような本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に対応するため、「地域共生社会の実現」を掲げました。「地域共生社会」は、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 (2016) 年)において示された概念で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



地域福祉に関する法改正の経緯

年 月	内 容
平成 26 年 4 月	災害対策基本法の施行 ・避難行動要支援者名簿の作成と名簿情報の利用・提供
平成 28 年 4 月	障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供
平成 28 年 4 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定 ・成年後見制度の利用促進，体制の整備
平成 28 年 4 月	自殺対策基本法の改正 ・生きることの包括的な支援，関連施策との連携の強化
平成 28 年 6 月	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正 ・自立生活援助や共生型サービス等の実施 ・障がい児支援サービスの拡充
平成 28 年 6 月	児童福祉法の改正 ・児童福祉法の理念の明確化（児童の権利など） ・児童虐待の予防，対応，自立支援の強化
平成 28 年 12 月	再犯の防止等の推進に関する法律の制定 ・職業や住居の確保，福祉サービス等の支援，理解の推進
平成 29 年 5 月	社会福祉法の改正 ・包括的な支援体制の構築，地域福祉計画の充実 ・社会福祉法人改革，公益的な取組の推進
平成 29 年 5 月	介護保険法の改正 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・生活支援コーディネーターの配置 ・共生型サービスの実施
平成 30 年 5 月	生活困窮者自立支援法の改正 ・包括的な支援体制・学習支援・居住支援の強化
令和 2 年 5 月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の成立

6. 地域福祉の推進に向けた考え方

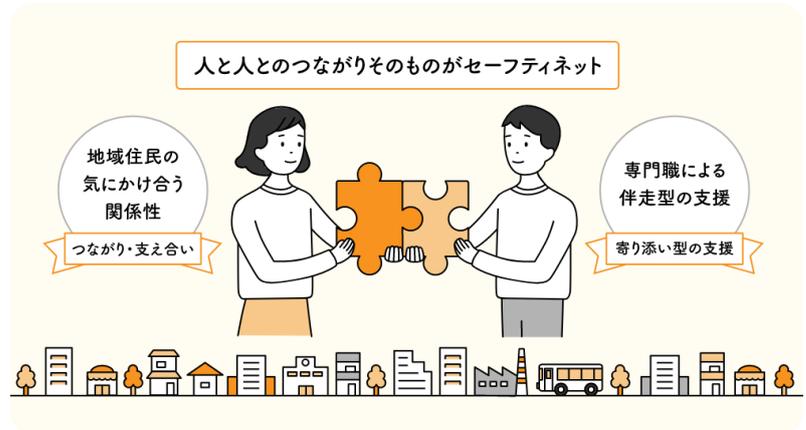
(1) 地域共生社会の実現

前項で整理したように、地域福祉を巡っては、分野別の対応でなく分野を横断して対応することが不可欠となっている他、孤立や孤独、ひきこもりといった「社会的孤立」への対応も求められるようになっていきます。

一方で、人口減少や地域コミュニティの希薄化により、福祉の担い手が減少しており、既存の福祉

サービスや仕組みだけでは対応が困難になっていることから、福祉などの公的サービスと協働し、住民同士が助け合いながら暮らすことができる仕組みである『地域共生社会』づくりを目指す必要があります。

この『地域共生社会』は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創っていく社会であり、これからの地域福祉を支える地域のあり方と考えられます。



(2) 地域福祉を支える助け合い意識の醸成

地域福祉を推進するためには、互いに支え合い、助け合うことという意識を持ち、実践することが不可欠です。

そのため、行政が整備・提供する福祉サービス（公助）だけでなく、同居家族や自身の行動（自助）、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちが福祉サービス事業者等による（共助）が重要になりますが、家族機能の弱体化や近隣住民

同士の関係性の希薄化等が指摘される中、近隣など身近な人間関係の中で自発的に支え合い、助け合うこと（互助）も重要性が高くなっており、このような助け合いの意識を育む必要があります。



第Ⅱ章 常総市の地域福祉を巡る状況

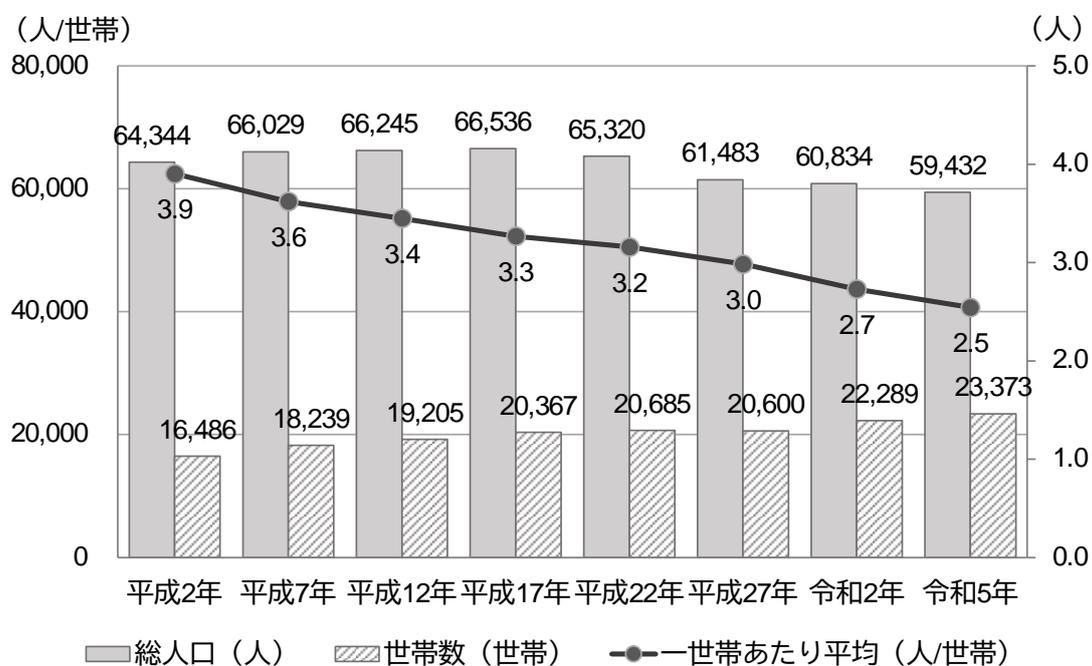
Ⅱ-1 常総市の概要

1. 総人口と世帯数の推移

本市の総人口は、常総市が合併により誕生する直前の平成17年当時は66,536人でしたが、合併以降、減少傾向を示し、令和2年の国勢調査では60,834人、直近の令和5年の常住人口調査では59,432人と6万人を割り込んでいます。

一方、世帯数は増加傾向を示しており、一世帯あたり平均の人数は、令和2年の国勢調査で22,289人、一世帯あたりの人数は2.7人となっており、世帯の小規模化が進んでいます。

総人口と世帯数の推移



※平成17年までのデータは、旧水海道市、旧石下町の数値の合算値

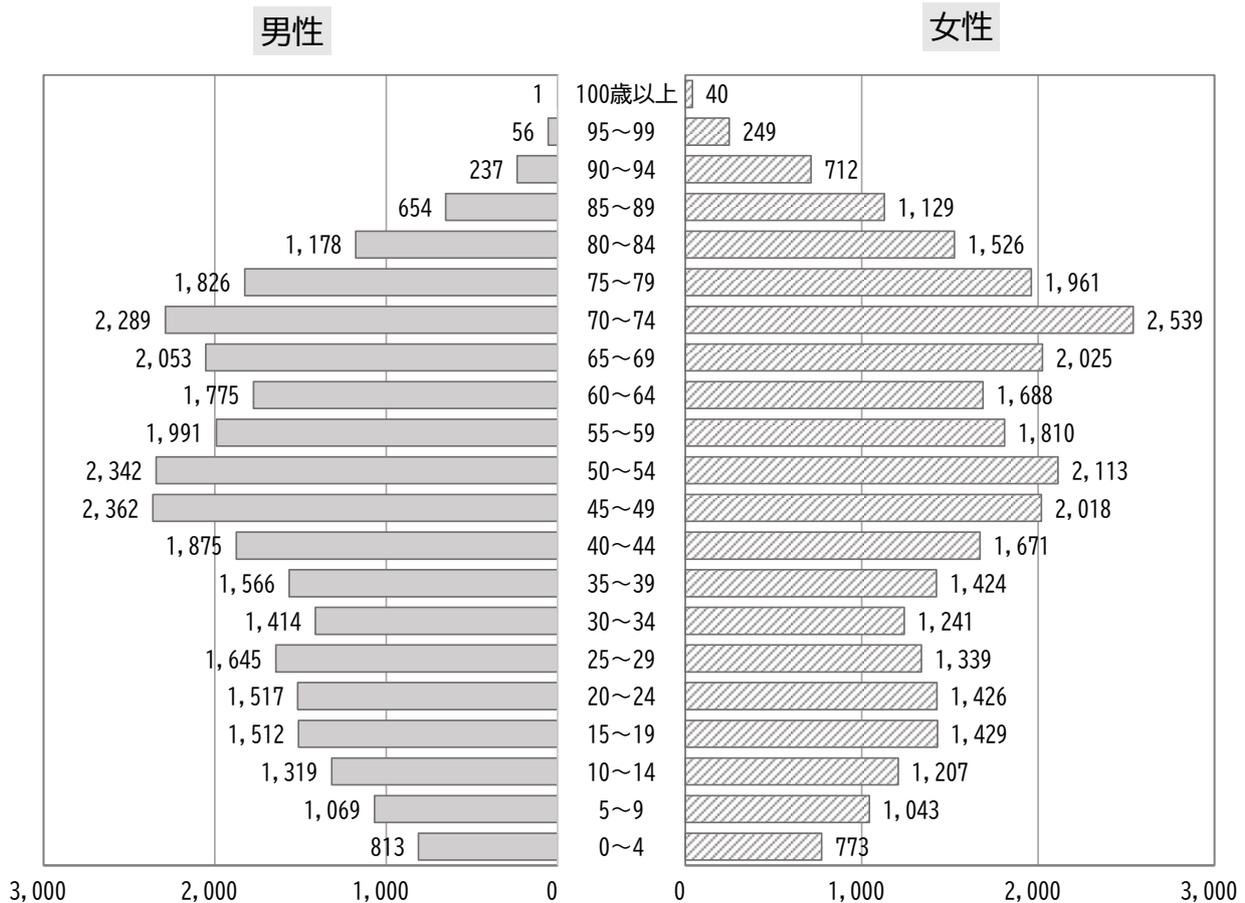
資料：国勢調査 令和5年は常住人口調査

2. 年齢別男女別人口構成

年齢別男女別人口構成をみると、男性では「45～49歳」が最も多く、次いで、「50～54歳」、「70～74歳」となっています。一方、女性では「70～74歳」が多くなっています。

しかし、本市においても少子高齢化傾向を示しており、男女とも「30～34歳」が少なくなっており、年少人口（0～14歳）も他の年齢層に比べて少なくなっており、少子化や地域の担い手の不足が進行することが考えられます。

年齢別男女別人口構成

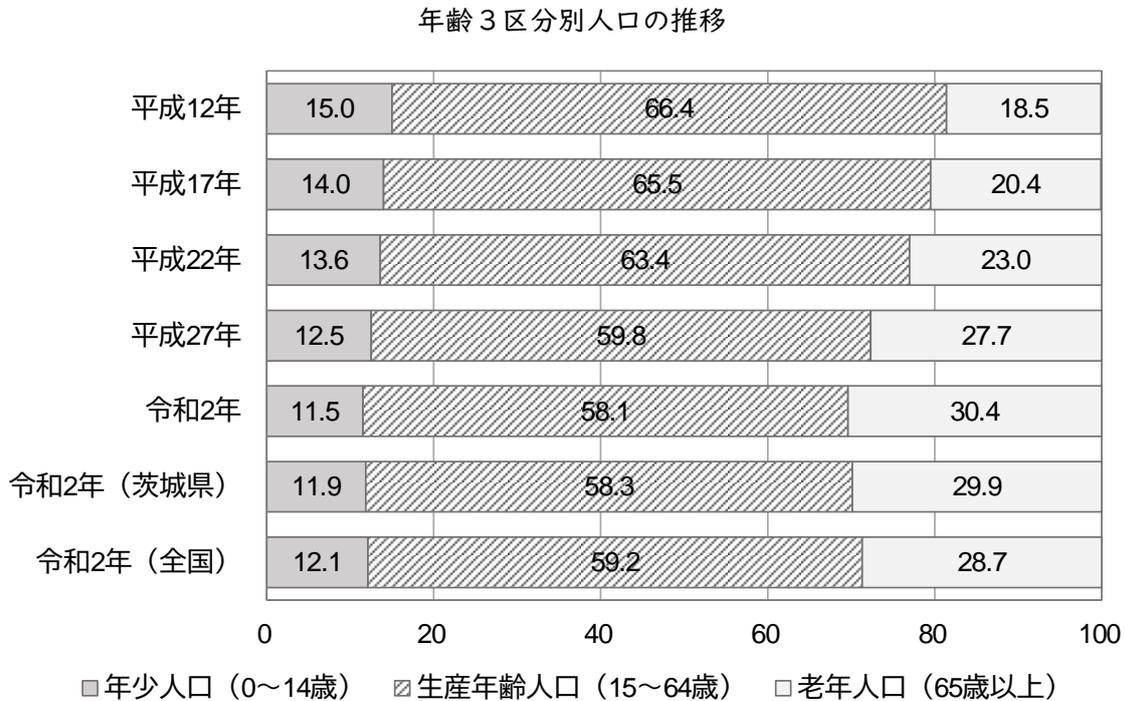


資料：常住人口調査（令和5年10月1日）年齢不詳を除く

3. 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の老年人口の割合が増加しており、令和2年の国勢調査では30.4%と、初めて30%を超えることとなり、全国や茨城県と比較しても高い割合となっています。

一方で、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向を示しており、少子高齢化が進行していることが分かります。



年齢3区分別人口の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	増減
総数		66,245	66,536	65,320	61,483	60,834	△ 5,411
人口 (人)	15歳未満	9,905	9,340	8,873	7,633	6,942	△ 2,963
	15～64歳	43,998	43,577	41,425	36,451	35,001	△ 8,997
	65歳以上	12,283	13,603	15,021	16,860	18,316	6,033
割合 (%)	15歳未満	15.0	14.0	13.6	12.5	11.5	△ 3.5
	15～64歳	66.4	65.5	63.4	59.8	58.1	△ 8.3
	65歳以上	18.5	20.4	23.0	27.7	30.4	11.9
高齢化率・県 (%)		16.6	19.4	22.5	26.8	29.9	13.3
高齢化率・国 (%)		17.4	20.2	23.0	26.6	28.7	11.3

注1：人口総数には年齢不詳を含むため、年齢区分人口の合計は、人口総数と一致しない。

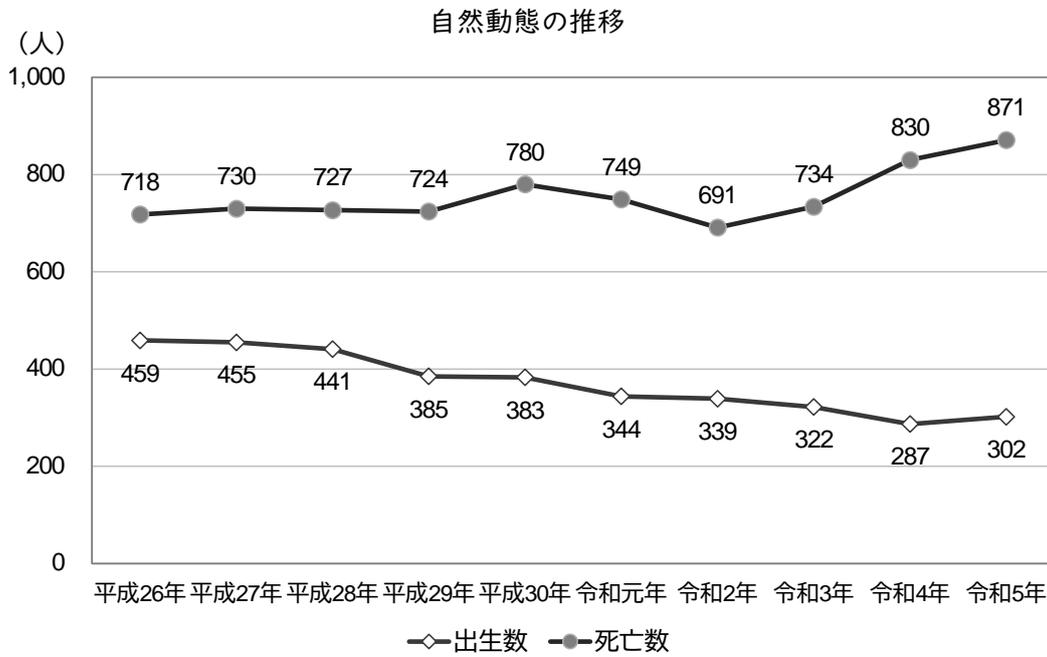
注2：増減は、令和2年の平成12年に対する数

資料：国勢調査 ※年齢不詳を除く

4. 人口動態の推移

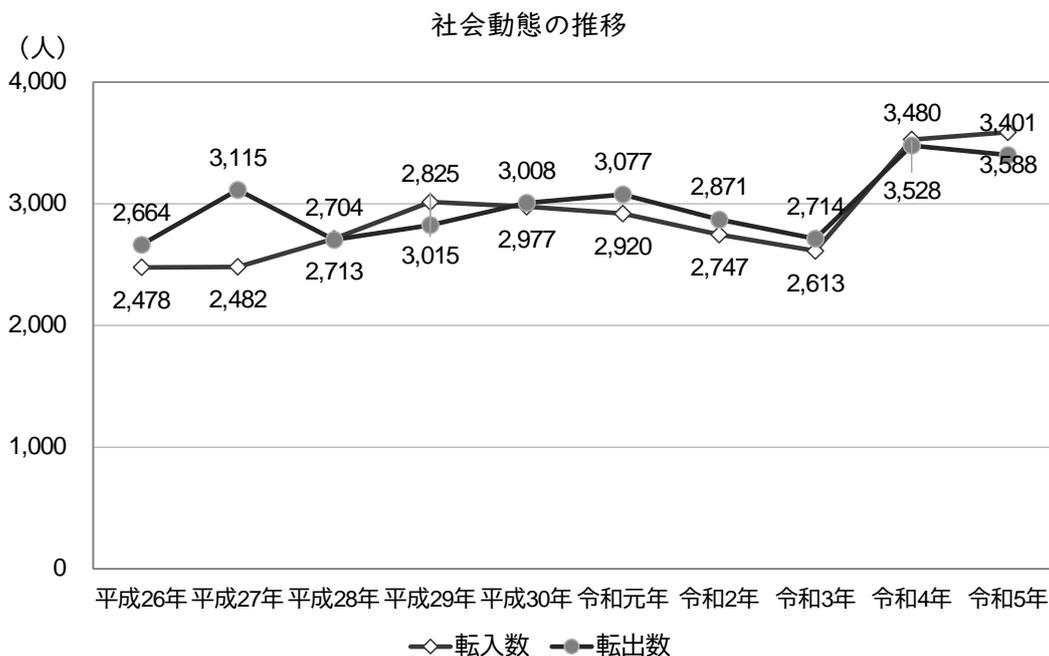
(1) 自然動態

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る傾向が続いており、出生数が減少する一方で、死亡数が増加していることから、近年その差が大きくなっており、自然動態については減少しています。



(2) 社会動態

社会動態の推移をみると、令和2年、令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、転出入は少なくなっていますが、令和4年以降、転出、転入とも増加しており、特に令和4年と令和5年は転入数が転出数を上回り、転入超過傾向となっています。



資料：茨城県常住人口調査

5. 児童・生徒数等の状況

(1) 保育所・認定こども園児童数の状況

保育所・認定こども園児童数をみると、少子化の影響を受け児童数は減少しています。しかし、認定こども園の1号の児童数が減少している一方で、2号、3号の児童数は増加しており、共働き世帯の増加や核家族の増加などにより、保育ニーズが高まっていると考えられます。

保育所・認定こども園児童数の状況

項目	保育所	認定こども園	
		1号	2・3号
平成29年	860 (17)	364 (87)	178 (10)
平成30年	845 (13)	318 (72)	173 (13)
令和元年	760 (12)	321 (64)	273 (17)
令和2年	736 (10)	291 (66)	296 (5)
令和3年	725 (7)	237 (55)	286 (6)
令和4年	673 (6)	205 (43)	268 (4)
令和5年	653 (8)	173 (38)	266 (3)

資料：こども課

注1：保育所は各年4月1日現在，認定こども園は各年5月1日現在

注2：児童数の（ ）は管外受託児童

認定こども園【1号】3歳以上：保育の必要性なし

【2号】3歳以上：保育の必要性あり

【3号】0～2歳：保育の必要性あり

(2) 幼稚園，小学校，中学校の状況

教育施設である，幼稚園，小学校，中学校の児童・生徒数の状況をみると，少子化の影響で減少が進んでいます。現在，小学校，中学校については，統廃合の検討が進められており，教育施設と地域との関係づくりにも影響が生じると考えられます。

幼稚園，小学校，中学校の状況

項目	幼稚園		小学校		中学校	
	組数	園児数	学級数	児童数	学級数	生徒数
平成29年	24	371	162	3,252	66	1,739
平成30年	23	339	163	3,207	66	1,680
令和元年	20	317	159	3,111	66	1,692
令和2年	25	307	157	3,023	66	1,641
令和3年	14	280	154	2,927	69	1,656
令和4年	15	249	152	2,804	71	1,647
令和5年	13	204	151	2,736	71	1,633

資料：学校教育課

注：各年5年1日現在

6. 高齢者の状況

(1) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らし高齢者の状況を見ると、令和5年4月1日現在で3,660人となっており、一貫して増加しています。

ひとり暮らし高齢者の状況

項目	ひとり暮らし 高齢者(人)	増加率(%)
平成30年	1,991	—
令和元年	2,454	23.3
令和2年	2,701	10.1
令和3年	2,834	4.9
令和4年	3,535	24.7
令和5年	3,660	3.5

資料：高齢福祉課

注：各年4月1日現在

(2) 介護保険要介護（要支援）認定者の状況

介護保険要介護（要支援）認定者の状況を見ると、被保険者の増加に伴って、要介護認定者が増加傾向にあります。

介護保険要介護（要支援）認定者の状況

項目	被保険者	要介護区分							
		総数	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
平成29年	17,888	2,843	186	203	624	622	483	425	300
平成30年	18,048	2,881	232	234	632	608	445	417	313
令和元年	18,322	2,895	235	231	641	580	463	422	323
令和2年	18,567	2,846	213	210	652	605	516	416	312
令和3年	18,646	2,840	186	235	693	535	497	418	276
令和4年	18,646	2,820	190	217	645	558	508	407	295

資料：介護保険課

注：被保険者は賦課期日現在人数、要介護区分は4月分人数（年度末）

7. 障がい者の状況

障がい者手帳所持者をみると、令和5年度現在、身体障がい者手帳所持者が1,858人、療育手帳所持者が601人、精神保健福祉手帳所持者が481人となっており、身体障がい者手帳は減少している一方で、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者が増加しています。

身体障がい者手帳，療育手帳，精神保健福祉手帳所持者の状況

項目	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
平成29年度	2,062	490	343
平成30年度	1,962	505	341
令和元年度	1,956	530	355
令和2年度	1,959	556	377
令和3年度	1,929	557	423
令和4年度	1,838	583	453
令和5年度	1,858	601	481

資料：社会福祉課

注：各年度3月31日現在

8. 生活保護の状況

生活保護世帯の状況をみると、令和元年以降増加に転じており、令和5年には、被保護世帯が414世帯、被保護者は464人となっています。なお、茨城県と全国の保護率を比較すると、本市は、保護率が上昇しているものの、依然として低い割合で推移しています。

生活保護の状況

項目	被保護世帯 (世帯)	被保護者 (人)	保護率	保護率 (茨城県)	保護率 (全国)
平成29年	301	371	5.9%	9.4%	16.9%
平成30年	294	342	5.6%	9.6%	16.7%
令和元年	319	367	6.1%	9.8%	16.6%
令和2年	329	378	6.3%	9.8%	16.4%
令和3年	351	407	6.9%	10.0%	16.3%
令和4年	392	446	7.4%	10.1%	16.2%
令和5年	414	464	7.8%	10.2%	16.2%

資料：社会福祉課

注1：各年4月1日現在。市の保護率は4月1日現在の常住人口により算出。

注2：保護率は本表作成時の直近の公表値

注3：保護停止中の世帯を含む。

注4：％は「パーミル」。人口1,000人当たりの生活保護受給者数。

9. 在留外国人の状況

国籍・地域別在留外国人数

総数	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	ブラジル	ネパール	インドネシア	米国	台湾	タイ	その他
6,757	207	1,291	68	1,407	1,816	87	367	4	27	164	1,319

資料：常総市市民課/2024年9月末現在

総人口に占める在留外国人の割合

	在留外国人数	対前年増減比	人口構成比
常総市	6,801	9.4%	11.5%
茨城県	91,694	12.5%	3.2%

資料：法務省「在留外国人統計」/2023年12月末現在

II-2 第3期計画の評価

第4期計画の策定にあたり、第3期計画で位置づけた重点事業について評価を行い、各事業の方向性について次のように取りまとめました。

1. 福祉サービス利用の推進

施策の方向		重点事業名	方向性
1 適切かつ総合的な福祉情報の提供	○市民がいざという時に困らないように、日常的な福祉情報の発信充実を図ります。	広報紙の情報提供	継続
		ホームページ及び SNS 等での情報発信	継続
		各種パンフレットの作成	継続
		外国人への福祉情報の提供充実	継続
2 親しみやすい相談事務の実施	○相談者が必ず何らかの成果を実感できるような相談対応体制の確立を目指します。	地域福祉コーディネーターの育成・確保	継続
		高齢者相談窓口の充実と周知徹底	継続
		相談窓口の質の向上	継続
		障がい者（児）相談支援事業	継続
		基幹相談支援センターの設置	継続
		地域子育て支援センター	継続
		子どもや子育て世代に対する相談体制の充実	拡充
		生活困窮者への相談体制	継続
		自殺対策の推進	継続
		健康相談	継続
教育相談	継続		
3 福祉サービス利用援助事業等の実施	○すべての市民が必要に応じて、いつでも福祉サービスが使える地域社会を目指します。	成年後見制度利用支援事業	継続
		介護保険利用料助成事業	継続

2. 地域福祉事業の充実

施策の方向		重点事業名	方向性
1 地域福祉推進 機関の充実	○多くの市民が、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの活動を理解し、共感し、活動を支援する地域社会を目指します。	福祉のまちづくり協議会の設置	継続
		市社会福祉協議会との連携・事業支援	継続
		民生委員・児童委員との連携・事業支援	継続
		自治区や NPO 法人等が行う福祉活動との連携・事業支援	継続
		地域福祉基金の活用事業	継続
		赤い羽根共同募金運動の支援	継続
2 地域福祉事業 の計画的推進	○市民ニーズに対応できる福祉サービスが整備された地域社会を目指します。	分野別行政計画に基づいた計画的なサービス提供	継続
		各種手当の支給	継続
		戦傷病者・戦没者遺族に対する援護事務	廃止
		平和を尊ぶ事業	継続
3 地域包括ケア マネジメントの 充実	○複合的な課題に対応できる包括的な支援体制のある地域づくりを目指します。	包括的な相談支援の構築	拡充
		生活支援コーディネーターの配置	継続
		地域生活支援拠点整備事業	継続
		ケアマネジメントの充実	継続
		生活保護事業	継続
		自立支援事業	継続
		就学援助	継続
		子どもの学習支援、相談支援	継続
		貸付事業	継続
外国人への相談体制の整備	継続		
4 福祉サービスの 質の向上	○利用者もサービス提供事業者も、気持ちよくおつき合える環境づくりを目指します。	福祉サービス第三者評価推進事業	継続
		福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報	継続
		社会福祉法人監査指導	継続

3. ふれあいのあるコミュニティづくり

施策の方向		重点事業名	方向性
1 安心・安全・共生のまちづくり	○防犯対策や交通弱者の移動手段の確保など、身近な生活課題に対応できる地域社会を目指します。	ユニバーサルデザインの普及	継続
		防犯意識の高揚・防犯体制の整備	継続
		防犯情報の発信	継続
		空家対策	継続
		消費者対策の推進	継続
		子どもを守る110番の家	継続
		自動車運転免許証自主返納事業	継続
		予約型乗合交通「ふれあい号」の利用促進	継続
2 避難行動要援護者支援対策	○災害時でも、すべての市民が安心できる体制づくりを目指します。	避難行動要援護者名簿	継続
		「個別避難支援プラン」の作成	継続
		福祉避難所運営マニュアルの充実	継続
3 虐待防止・人権擁護	○市民や関係機関が連携し、虐待やDVのない地域社会を目指します。	虐待防止対策の充実	継続
		虐待防止キャンペーン	継続
4 ボランティア活動の振興	○ボランティアニーズの把握や情報提供を進め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを目指します。	ボランティア活動への支援	継続
5 地域福祉の担い手づくり	○市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、福祉を我が事として関係を持ち続けることができる環境整備を目指します。	福祉意識の向上	継続

第Ⅲ章 常総市の地域福祉の課題

Ⅲ－１ 地域福祉に関する意向調査結果

1. 調査の目的

市民の皆様が地域での支え合いに関する考え方などについてご意見をお聞きし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

2. 調査の概要

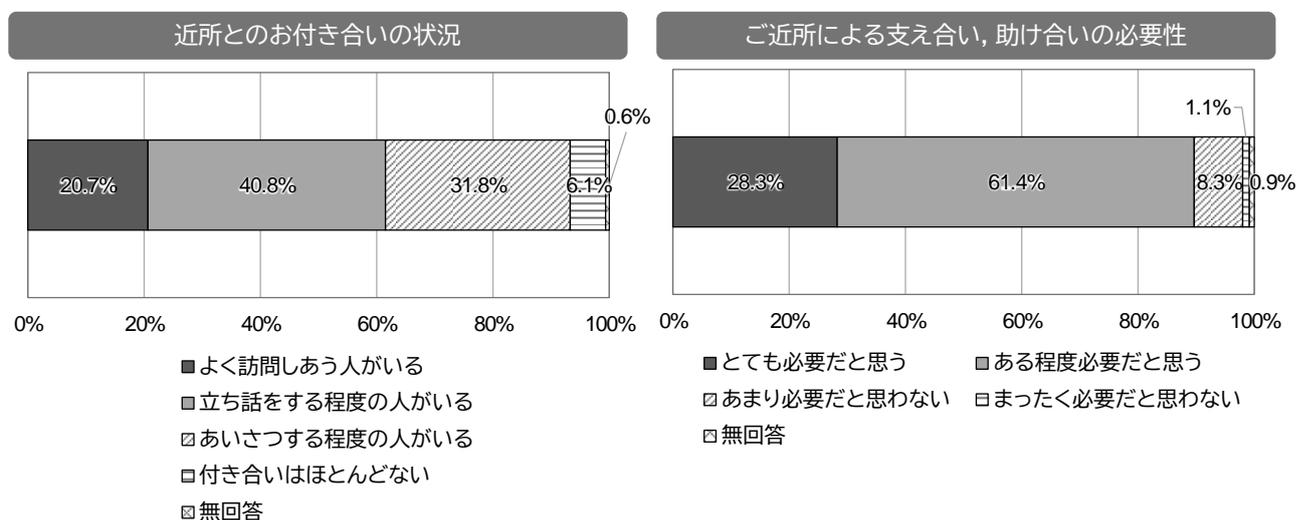
調査の種類	市民意向調査	担い手調査	ボランティア団体調査
対象	18歳以上の市民 (令和6年7月1日現在) 2,000名	民生委員・児童委員, 自治 区長, 介護予防推進員 567名	地域福祉の担い手となっ ているボランティア団体 24団体
回収状況	803件(回答率:40.1%)	397件(回答率:70.0%)	19団体(回答率79.2%)
調査方法	郵送配布, 郵送回収(インターネット回答併用)		
調査期間	令和6年8月1日(木)～令和6年8月19日(月)		

3. 調査結果

(1) 市民意向調査

■地域生活について

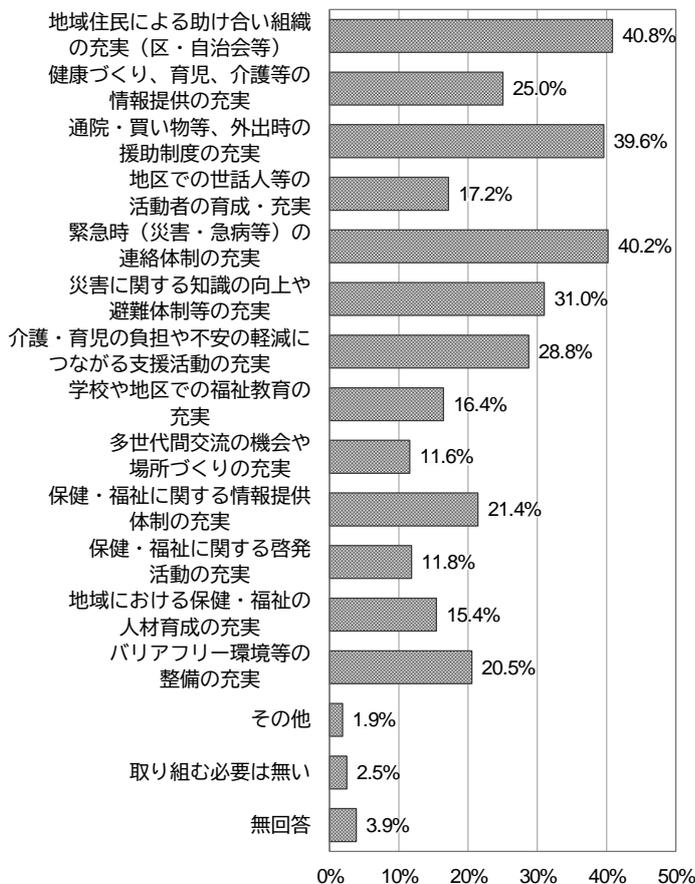
- 「地域」として認識されている範囲は、自治会やとなり近所、小学校区など、歩いて行ける範囲となっています。
- 近所との関係は、立ち話をする程度が多くなっています。近所付き合いや助け合いの必要性については、90%近くの方が必要性を感じていますが、住民同士のつながりの希薄化を指摘する意見が多くなっています。



○災害時や緊急時に手助けをしてくれる人がいない人は約 40%となっています。近所に困っている人がいる場合にできることとしては、安否確認や声かけ、話し相手などが多くなっています。

○住んでいる地域の福祉を向上させるための取り組みについては、地域住民による助け合い組織の充実(区・自治会等)、緊急時(災害・急病等)の連絡体制の充実、通院・買い物等、外出時の援助制度の充実などが多く、助け合い意識の必要性、災害時の対応、日常生活の支援が重要になっています。

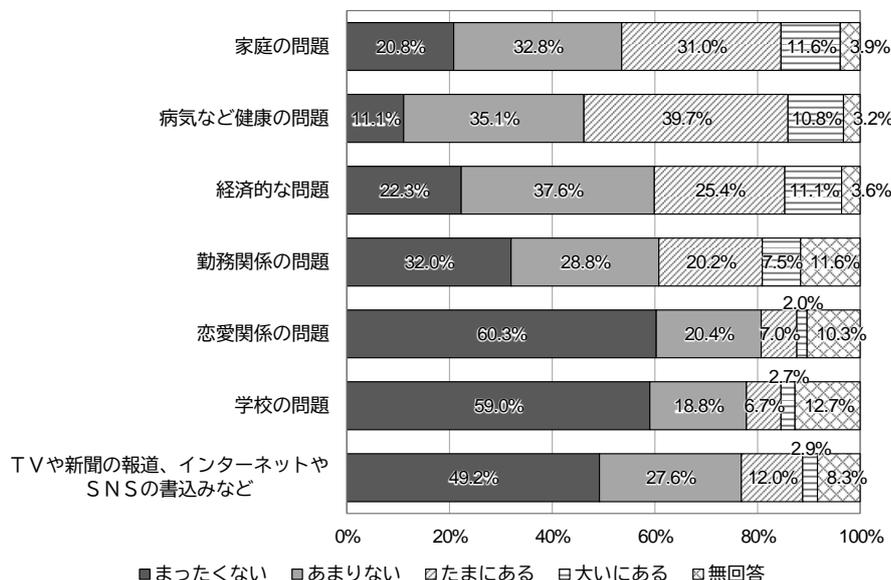
地域の福祉を向上させるための取り組み



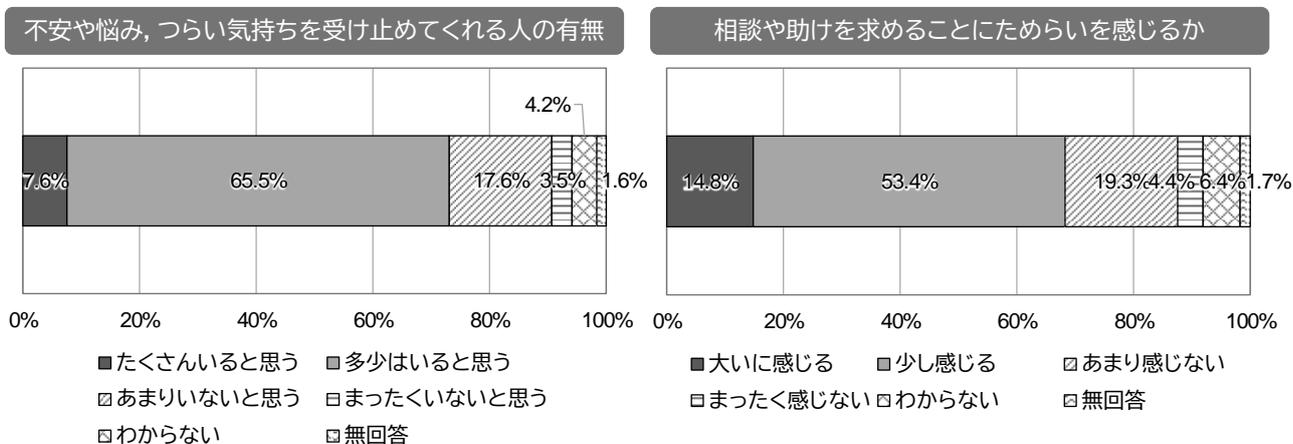
■こころの健康について

○日頃、悩みやストレス、不満を感じることは、病気などの健康の問題、家庭の問題、経済的な問題が多くなっています。

地域の福祉を向上させるための取り組み



○悩みや不安があった時の相談相手について、相談相手がいるという回答が70%となっていますが、相談する際にためらいを感じる人が70%となっています。相談先については、家族が最も多くなっていますが、友人・知人も重要な相談先となっています。



○新型コロナウイルス感染症以降、感染対策に対してストレスを感じる、家族と家で過ごす時間の大切さを再認識したなど、約40%が自身や身近な人の心情や考え方に変化があったと回答しています。

○自殺対策については、いのちの電話、こころの健康相談統一ダイヤルなどの認知度が高くなっていますが、回答者の20%は自殺対策についての取り組みを知らないと回答しています。

○自殺などを考えたときに、相談しやすいと思う手法としては、電話など非対面で声が聞こえる状態で話す、対面して顔を見ながら話すが多く、直接話すことが大切だと考えられています。

■福祉分野の制度やサービスについて

○生活困窮者自立支援制度や、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業について、名前も内容も知っているという人はいずれも10%程度となっています。

○成年後見制度については27.0%の人が名前も内容も知っていると回答しています。また、自身がお金の管理や契約手続きなどに支援が必要となった場合に支援を頼みたい人については、配偶者や子どもなどの家族が多くなっています。

○福祉サービスを必要とする人が十分にサービスを受けるために必要なこととしては、費用負担の軽減、相談窓口の充実、サービス提供体制の充実が挙げられています。また、福祉サービスの情報入手先としては、市の広報紙が多くなっています。

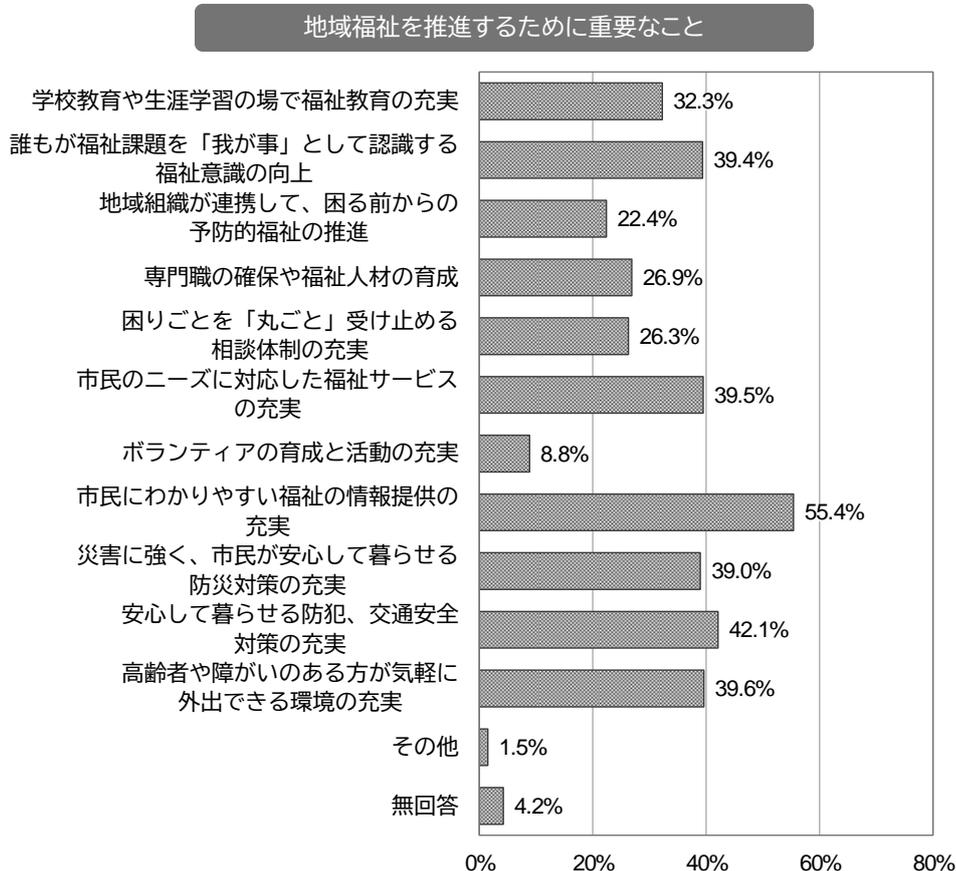
○居住する地域を担当する民生委員・児童委員については、担当者の名前も顔も知っているのは20%程度となっています。また、活動内容については、高齢者・障がい者・子育て世帯の訪問や見守り、住民の生活上の様々な相談に応じているなどが知られています。

○常総市社会福祉協議会については、名称も事務所の場所も知っているのは30%程度となっています。また、活動内容については、地域福祉活動を担う中心的な組織であること、市と連携・協力しながら活動している「社会福祉法人」であることが知られています。

○地域共生社会については、70%が聞いたことがないと回答しています。また、地域福祉を進

めるためには、行政と市民が協力しながら、地域で支え合うのがよいという回答が70%と
なっています。

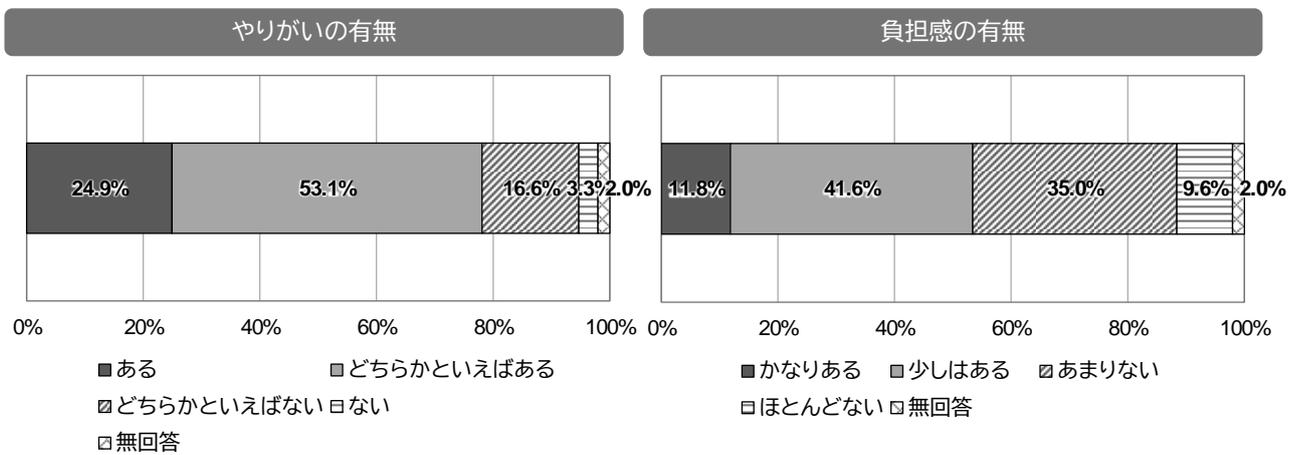
- これから地域福祉を推進するために重要なことについては、福祉の情報提供、防犯や交通安全対策の充実、高齢者や障がいのある方が気軽に外出できる環境の充実、市民のニーズに対応した福祉サービスの充実、福祉課題を「我が事」として認識する福祉意識の向上、防災対策の充実などが多くなっています。



(2) 担い手調査

■活動内容について

- 役割と経験年数については、自治区長は3年未満が約80%となっていますが、介護予防推進員は10年以上が45.1%と半数近くとなっています。民生委員・児童委員は、1～3年未満と5～10年未満が多くなっています。
- 活動を始めたきっかけについては、民生委員・児童委員は知人や先輩にすすめられたが52.0%、自治区長は持ち回りで担当になったが60.4%とそれぞれ半数を占めていますが、介護予防推進員は、住みよい地域づくりに役立ちたい、社会との関わりを持っていたいなど、きっかけが多様になっています。
- 活動については、回答者の70%がやりがいを感じていますが、半数以上が負担を感じており、会合や行事への参加、体力的な負担、日常の事務の多さなどに負担を感じています。



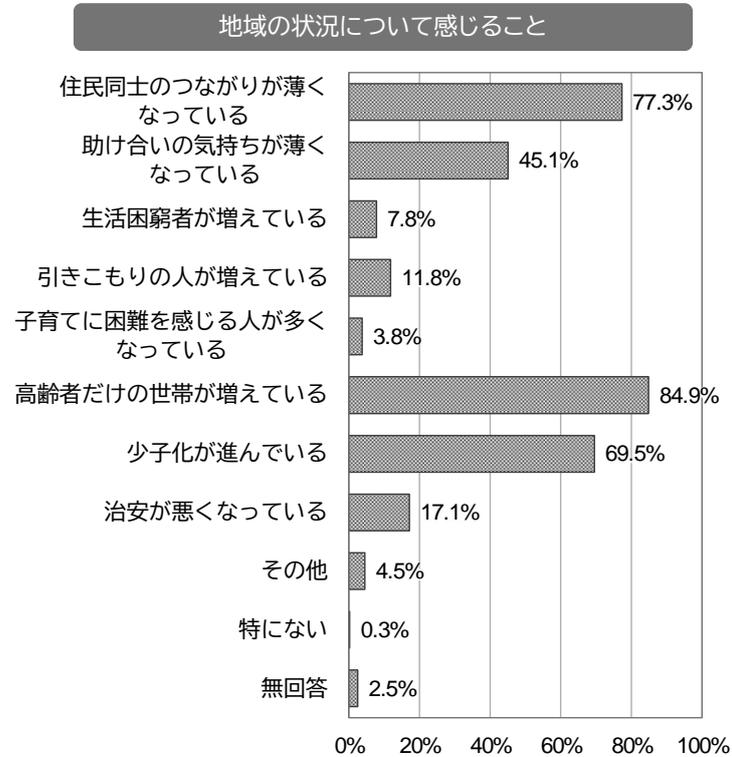
- 活動を行う上で困っていることについては、活動について地域住民の理解がないこと、他の団体との連携や協力、活動内容の広報やアピールなどが多くなっています。

■支援を必要とする人に対する対応について

- 災害時に援護を必要とする人（要援護者）については、情報が無いという回答が40.6%、また名前は知っているが支援方法が分からないが26.2%で、名前も支援方法も知っているという回答は15.1%となっています。
- 認知症高齢者の増加に対する取り組みとしては、地域の見守り体制の充実、認知症高齢者の家族を支援する体制の充実、認知症についての正しい理解などが多くなっています。
- 虐待防止に対する取り組みとしては、困った時の相談窓口・体制の充実、虐待の早期発見などが多くなっています。

■地域の状況について

○最近の地域の状況については、高齢者だけの世帯が増えている、住民同士のつながりが薄くなっている、少子化が進んでいるなどが多くなっています。

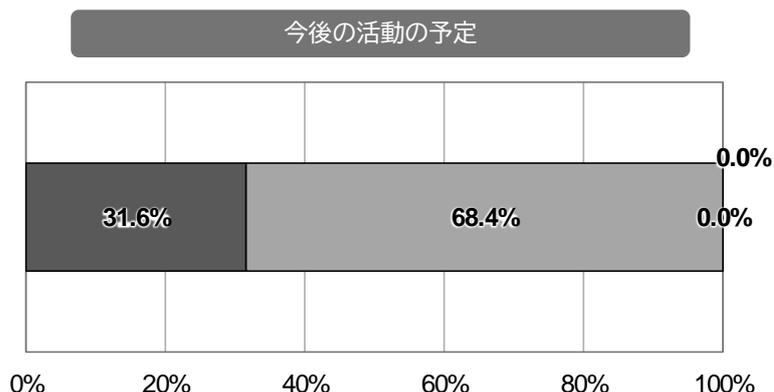


(3) ボランティア団体調査

■活動内容について

○活動内容は、高齢者への支援活動、地域社会福祉協議会としての活動、地域住民の交流に関する活動が多くなっており、やりがいがあるという回答が68.4%となっています。

○今後の活動については、今の活動を維持していきたい、維持することで精一杯が68.4%となっています。広げていきたい活動などについては、自団体ではできない支援事業との連携が望まれています。



- 新たな活動を取り入れるなどして、活動を活性化していきたい
- 今の活動を維持していきたい、維持することで精一杯
- ▨ 活動を縮小していきたい
- 活動をやめたい、やめざるを得ない

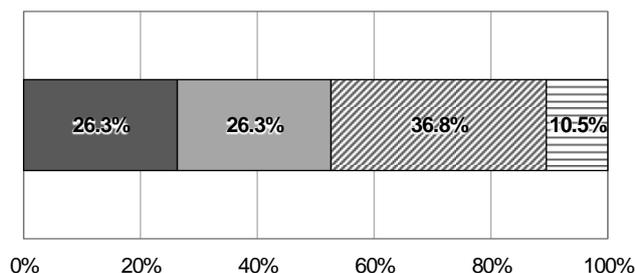
■団体について

○会員数は半数以上が20人未満となっており、会員の高齢化、新しい会員が入ってこないことなどが、活動をする上での課題となっています。

○80%近くが新規会員を増やしたいと考えています。会員を増やすための取り組みとしては、友人・知人への依頼、チラシの作成などが中心となっています。

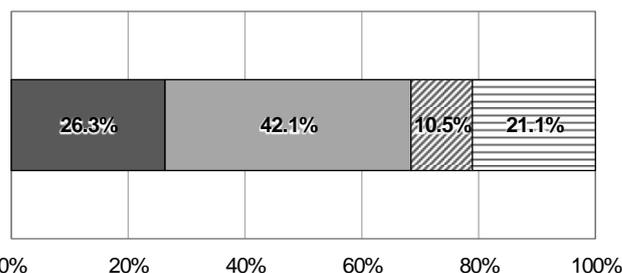
○他の団体との交流については、交流や連携を図っている団体はないが36.8%と最も多く、定期的に交流や連携を図っている団体があるは26.3%となっています。また、今後、交流や連携を図っていききたい団体については、42.1%がないと回答しています。

他団体との交流や連携の有無



- 定期的に交流や連携を図っている団体がある
- ▨ 年に数回程度だけ交流や連携を図っている団体がある
- ▨ 交流や連携を図っている団体はない
- 無回答

今後、交流や連携を図りたい団体の有無



- ある
- ▨ ない
- ▨ どんな団体があるか知らないで判断できない
- 無回答

Ⅲ－２ 意向調査結果より

【18歳以上の市民】

- 近所付き合いや助け合いの必要性は、90%近くの人が必要を感じていますが、住民同士のつながりの希薄化が指摘されています。
- 居住する地域の福祉を向上させるため、助け合い意識の醸成、災害時の対応、日常生活の支援が重要になっています。
- 病気などの健康の問題、家庭の問題、経済的な問題などが原因で、悩みやストレス、不満を感じる人が多くなっています。自殺を身近な問題だと考えている人は多くありませんが、自殺対策の周知や相談体制の充実が必要だと考えられています。
- 生活困窮者自立支援制度、日常生活自立支援事業、成年後見制度などの認知度が低く、今後一層の周知が必要です。
- 地域福祉を推進するため、福祉の情報提供、防犯や交通安全対策の充実、高齢者や障がいのある方が気軽に外出できる環境の充実、市民のニーズに対応した福祉サービスの充実、福祉課題を「我が事」として認識する福祉意識の向上、防災対策の充実などが求められています。

課題

地域コミュニティの希薄化

日常生活の支援

悩みや不安に対する支援

支援制度の周知

地域福祉施策の充実

【福祉の担い手】

- 介護予防推進員や民生委員・児童委員は、経験年数が長くなっています。約7割がやりがいを感じていますが、負担を感じている人も半数となっています。
- 活動をする上で、地域住民の理解、他の団体との連携や協力、活動内容の市民への広報やアピールが十分でないことが指摘されています。
- 要援護者に対する必要な情報提供が求められるとともに、認知症高齢者や虐待防止に対する相談・支援体制の充実が求められています。
- 地域については、高齢者だけの世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化、少子化の進行など、環境が変化していることが指摘されています。

課題

地域福祉の担い手不足

地域福祉活動の発信

新たな福祉ニーズへの対応

地域環境の変化

【ボランティア団体】

- 高齢者への支援活動、地域社会福祉協議会としての活動、地域住民の交流に関する活動が多く、活動にやりがいを感じていますが、今の活動を維持したい、維持することが精一杯という回答が多くなっています。
- 自団体では活動範囲が限定されることから、連携して自分の団体でできないことを補い合う関係づくりが求められています。
- 半数以上が20人未満の会員数で、会員の高齢化、新しい会員が入ってこないなどが、活動をする上での課題となっており、80%近くが新規会員を増やしたいと考えています。
- 他の団体との交流については、交流や連携を図っている団体はないが4割弱、定期的に交流や連携を図っている団体があるは3割弱となっています。

課題

組織の後継者不足

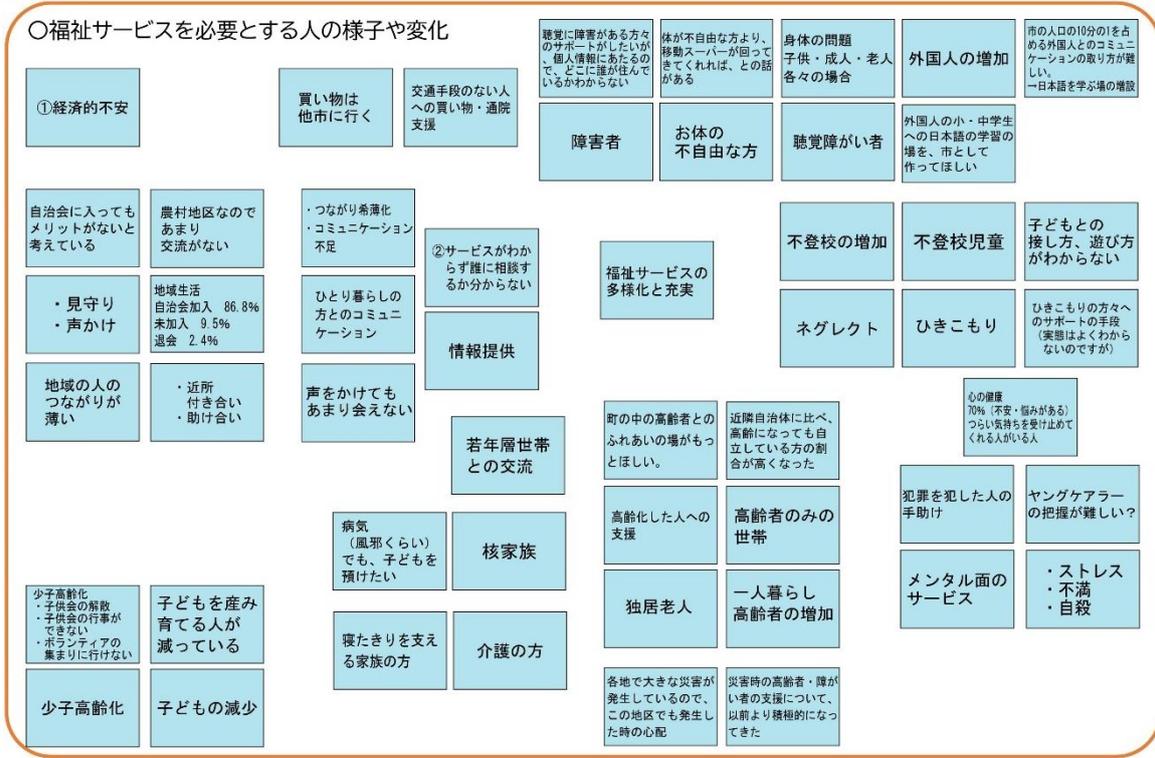
組織のネットワークづくり

福祉人材の確保

組織の連携支援

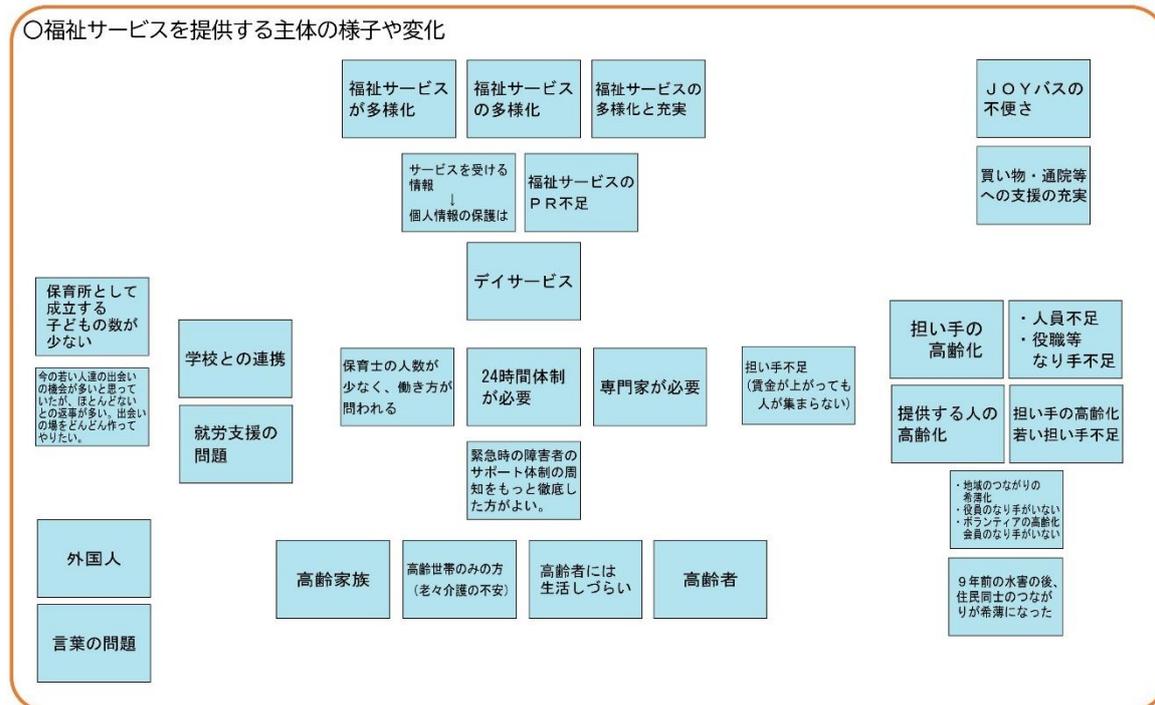
Ⅲ-3 ワークショップの意見

■福祉サービスを必要とする人の様子や変化



地域の関係性や構成する人の変化, 家庭の形の変化が指摘され, 必要とする支援の内容の多様化や交流・つながりの必要性が挙げられています。

■福祉サービスを提供する主体の様子や変化



求められるサービスが多様化する中で, 人材の不足や高齢化, 後継者不足などが指摘されています。

■第4期常総市地域福祉計画についての課題

視 点	課 題						
日常生活で求められている支援内容	病院・通院	外出支援 (障がい者支援 制度以外で)	デマンドタクシー の充実	買物支援 (移動スーパー、 買物代行以外で)	介護	ゴミ出し	犯罪をした人の 住居
	買物	病院への移動 について(車)	J〇Yバスの 増台、拡充	通院支援 訪問診療 以外で	緊急時 通報システム 以外で	草取り	犯罪をした人の 仕事
各種支援制度の問題点・改善点	情報提供 (SNS、広報誌 手広く周知する)	交通整備 J〇Yバス 改善	病後児保育	若い人と 高齢者の交流			
	個人情報	「せいむ」の制度 介護者と利用者	担い手不足が 最大の課題 お給料をととも 高くする				
支援を提供する側の体制や連携	お給料を高くして、 人気職種にする (担い手の)	支援者不足	民児委員 のなり手 不足	保護司の 安定確保	早期発見	訪問介護	
	ドクターが地域 に戻ってこない	消防団員の 確保	支援をする 側の高齢化		能動的な支援		
地域共生社会の実現に必要なこと	コミュニティ センターの充実	気軽に 集まる場	小さな 地域から	市民と共に考える課が 取り組んでいる、新しい コミュニティづくりを 推進すること	日本語教育の 推進		
		地域住民が 参加する					
助け合いの醸成に必要なこと	コミュニケーション 地域の拠点	支え助け合い の心	ボランティア精神を 発揮する気持ちを 持とう	支援を受けて いる人が 支援者になれる様 を誘導する	子供会必要	幼少教育	
	地域の ふれあいの場 (機会)をつくる						
その他	行方不明者 対策	認知症GPS					

日常生活における支援の充実，地域福祉への参加促進，支援の体制づくり，地域の安全・安心な環境づくりやつながる機会の創出など，様々な課題が出されました。

■第4期常総市地域福祉計画の目標

3 第4期常総市地域福祉計画の目標を考えましょう



地域の安全を確保しながら，地域共生社会の実現を目指し，住み続けることができる地域を子どもや若い人につなぐことが求められています。

Ⅲ－４ 第４期常総市地域福祉計画における課題

■課題－１ 日常生活における支援の充実

意向調査においては、地域における住民同士のつながりや助け合いが少なくなっていることが課題となっています。また、少子化、高齢化が進む中で、日常生活を支えるサービスのニーズが多くなっています。

住み慣れた地域で暮らせるよう日常生活における支援を充実させる必要があります。

■課題－２ 適切な支援につなげる情報発信

地域コミュニティや家族構成等が変化する中で、子どもや高齢者を巡るニーズの複雑化多様化が進んでいます。そのため、関係機関が連携し重層的に支援することが必要であり、福祉サービスに関する情報発信の強化、相談・支援体制の充実が重要です。

■課題－３ 地域における福祉の担い手づくり

地域住民同士の交流機会を創出し、地域におけるつながりを強めるための意識づくりが必要です。地域におけるつながりの創出においては、活動する主体の連携・協働や、将来の担い手となる世代の参加を促進することが必要です。

■課題－４ 地域のたすけあい意識の醸成

高齢者や障がい者については、住み慣れた地域で暮らすことができるよう見守りや支えあいの活動がこれまで以上に重要になっています。

日常生活をはじめ災害時の避難など、多様な支援が必要となるため自助・互助・共助・公助といった助け合い意識の醸成に取り組み、誰もが住み慣れた地域で暮らせる支援体制をつくる必要があります。

■課題－５ 多様な社会や地域とつながる機会の創出

ライフスタイルが変化する中で、子どもや子育てを巡る課題、虐待、孤立、ひきこもり、ヤングケアラーなど新たな課題などが顕在化しています。また、罪や非行を犯した者などに対する更生保護、自殺予防に対する取組みなども求められています。さらに、本市においては、人口の約１割を占める外国籍住民との交流も重要となっており、異なる文化を超えて社会や地域とつながる機会の創出を進める必要があります。

■課題－6 安全・安心な生活環境の創出

近年、自然災害が頻発し、被害も大きくなっています。本市においては、平成27年9月関東・東北豪雨において水害を経験しており、市内の多くに洪水浸水ハザードエリアが指定されていることから、安全・安心な生活環境づくりに向け、地域において、要支援者や独居高齢者などを互いに支え合い暮らすことができる関係づくりが求められています。

第IV章 基本理念と基本方針

1. 上位関連計画及び既往計画での位置づけ

(1) 常総市総合計画「じょうそう未来創生プラン」(基本構想：(2018～2027))

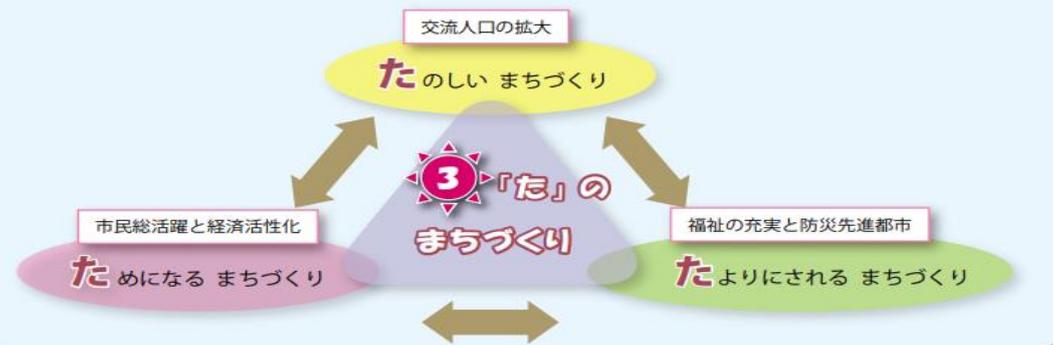
本市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン」において、将来都市像を「みんなでつくるしあわせのまち じょうそう」とし、基本理念を「じょうそう3「た」のまちづくり」としてします。第4期常総市地域福祉計画においても、この理念に基づき計画策定を行います。



基本理念 1 ^{たの} **楽しいまちづくり = みんなでつくるまちづくり**
多くの人が住むまちにするためにも「楽しい」ことは欠かせません。みんなで取り組むためには「楽しい」まちづくりが大切です。常総市のまちづくりは「楽しい」ことを一番に目指します。

基本理念 2 ^{ため} **為になるまちづくり = みんなに役立つまちづくり**
まちづくりは「楽しい」だけでは足りません。まちづくりの成果がみんなの「為になる」ことに意味があります。みんなの夢や希望が叶うまちづくりが大切です。常総市のまちづくりは「為になる」ことを目指します。

基本理念 3 ^{たよ} **頼りにされるまちづくり = みんなが支えあうまちづくり**
「楽しく」「為になる」まちづくりを進めると、市民・行政・団体・事業者などの間に厚い「信頼関係」が生まれます。いざというときはもちろん、日々の暮らしの中でもお互いが「頼りにされる存在」となり、「お互いさまの意識」ができてきます。常総市のすべての人が、お互いに「頼りにされる」まちづくりを目指します。



また、地域福祉について次のように示しています。

市民が相互に支え合う福祉を進める

地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none">○「第3期常総市地域福祉計画」に基づき、地域共生社会の実現に向け、身近な地域での福祉の拠点づくりを進めるとともに、福祉サービス利用の推進、地域福祉事業の充実、ふれあいのあるコミュニティづくりに取り組みます。○誰一人取り残さない地域を作るため、新しい地域包括支援・相談体制づくりを推進します。
地域福祉活動の充実	<ul style="list-style-type: none">○ケアラー、虐待防止といった新しい福祉課題に取り組みます。○社会福祉協議会と連携し、ボランティア人材の確保や活動の充実を支援します。

第4期常総市地域福祉計画においては、後期基本計画に位置づけられた、「**地域共生社会の推進**」と「**地域福祉活動の充実**」を図るため、人口減少や高齢化が進む中で、地域における支え合いの再生や多様化する福祉課題への対応を目指します。

(2) 第3期常総市地域福祉計画

第3期常総市地域福祉計画においては、「健やかで幸福を分かち合うまち ～ ひとりの暮らしをみんなで支える しあわせのまち じょうそう ～」を基本理念とし、次のような重点目標と基本目標を設定しています。

《重点目標》地域共生社会の実現に向けたまちづくり

- ①身近な地域を基礎とした福祉の地域づくり
- ②身近な地域の拠点（小さな拠点）づくり

『基本目標 1』ためになる 福祉のまち > 福祉サービス利用の推進

- ①適切かつ総合的な福祉情報の提供
- ②親しみやすい相談業務の実施
- ③福祉サービス利用援助事業等の実施

『基本目標 2』たよりになる 福祉のまち > 地域福祉事業の充実

- ①地域福祉推進機関の充実
- ②地域福祉事業の計画的推進
- ③地域包括ケアマネジメントの充実
- ④福祉サービスの質の向上

『基本目標 3』 たすけあう 福祉のまち > ふれあいのあるコミュニティづくり

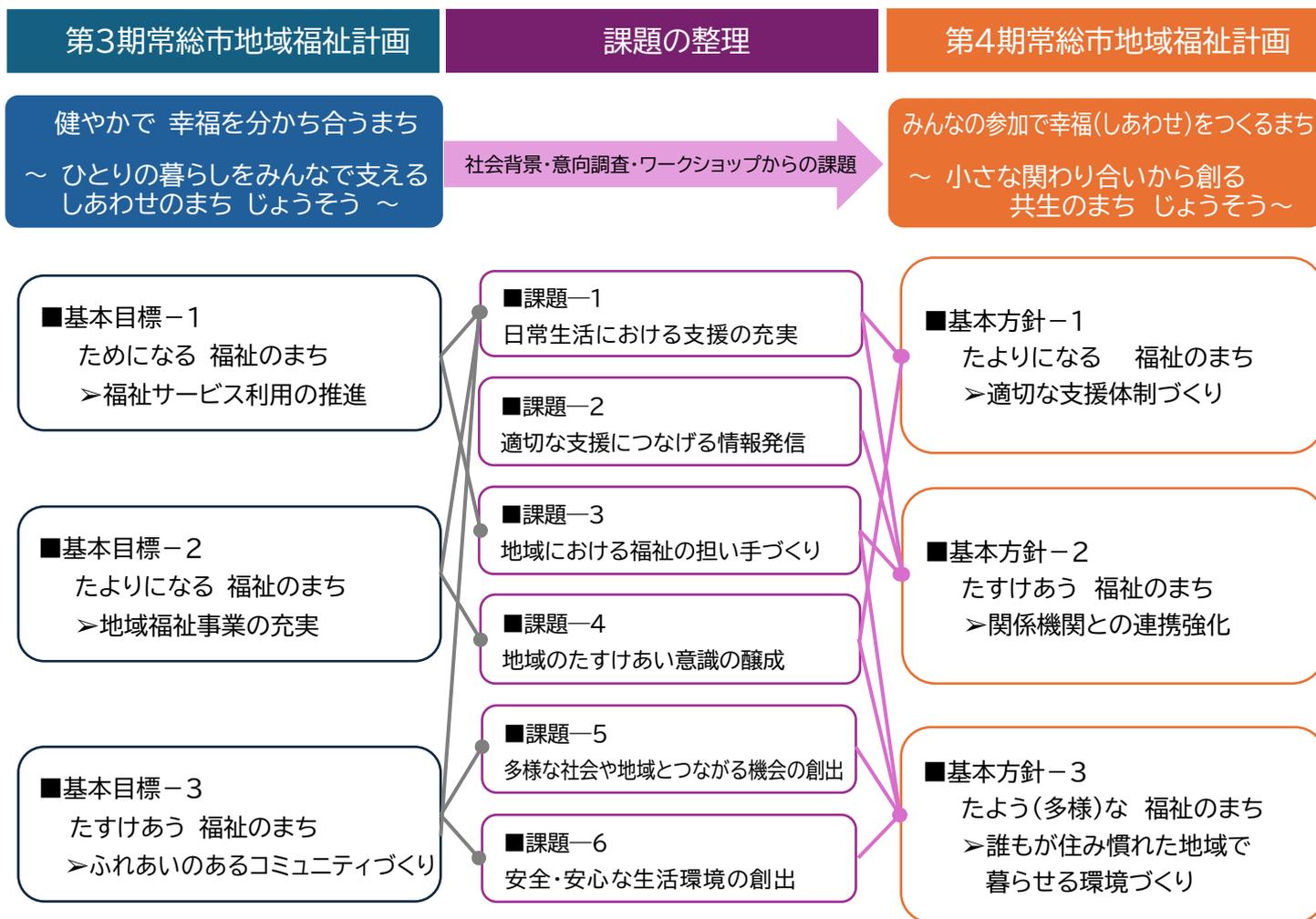
- ①安心・安全・共生のまちづくり
- ②避難行動要支援者対策
- ③虐待防止・人権擁護
- ④ボランティア活動の振興
- ⑤地域福祉の担い手づくり

(3) 第3期計画と第4期計画の基本方針の関係性

第4期常総市地域福祉計画は、本市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン ～みんなで作る しあわせのまち じょうそう～」に即した計画としています。

基本理念や基本方針の策定については、第3期常総市地域福祉計画の基本理念や基本方針を踏まえつつ、現在の社会背景や、今回実施した意向調査、ワークショップなどから課題を整理し、基本理念と3つの基本方針を設定して施策を展開します。

じょうそう未来創生プラン ～みんなで作る しあわせのまち じょうそう～ 【基本構想:(2018～2027) 後期基本計画(2023～2027)】



2. 第3期常総市地域福祉計画の基本理念

第3期常総市地域福祉計画では、「健やかで しあわせを分かち合うまち ～ ひとりの暮らしをみんなで支える しあわせのまち じょうそう ～」という基本理念のもとで、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、だれもが家庭や住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしくいきいきと生活ができるように、『地域共生社会づくり』を進めていくことを目指し計画を推進してきました。

第4期常総市地域福祉計画においては、引き続き「地域共生社会づくり」の実現を目指すこととし、人口減少や高齢化などの社会環境の変化や、社会的な支援を必要とする人が持つ課題の多様化・複雑化が進んでいることを踏まえ、子どもや高齢者、障がいを持つ人をはじめとする支援を必要とする人や、支える家族などのすべての人が、尊厳と自主性を持ちながら、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、「市民、地域・団体、行政」などの主体が、それぞれに役割を持ち、福祉のまちづくりに参画できることを目指し、本計画の基本理念を次のように定めます。

みんなの参加でしあわせをつくるまち
～ 小さな関わり合いから創る共生のまち じょうそう ～

3. 計画の基本方針

基本理念を具体化するため、次のように3つの基本方針を設定し、体系的に施策を展開することとします。

■基本方針－1 たよりになる福祉のまち ➤ 適切な支援体制づくり

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、福祉サービスの情報発信の強化、相談支援体制の整備を図ります。また、福祉課題が多様化・複雑化する中で、適切な支援を行えるよう、情報の共有化や情報技術の活用を推進します。

■基本方針－2 たすけあう福祉のまち ➤ 関係機関との連携強化

人口減少や高齢化が進む中で、地域福祉における助け合い意識の醸成を図るとともに、福祉の担い手の確保や福祉サービスに携わる関係機関や団体との連携を促進し、地域共生社会の実現に向けた環境整備を進めます。

■基本方針－3 たよう（多様）な福祉のまち ➤ 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

全ての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、それぞれの人が持つ課題に寄り添うことができる福祉環境づくりに取り組みます。また、自然災害や犯罪被害に対し、安全で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

第V章 施策の展開

V-1 施策の体系

■基本方針-1 たよりになる福祉のまち ➤ 適切な支援体制づくり

◆施策1-1 必要なときに相談できる体制の充実

◆施策1-2 いのちを守る体制づくり

◆施策1-3 暮らしと尊厳を守る体制づくり(成年後見制度)

◆施策1-4 情報提供の充実

◆施策1-5 デジタル技術を活用した福祉情報の共有の推進

■基本方針-2 たすけあう福祉のまち ➤ 関係機関との連携強化

◆施策2-1 交流機会や活動の場づくりを通じた地域活動への参加促進

◆施策2-2 地域における福祉の担い手の育成

◆施策2-3 複雑化する福祉課題への対応力の強化

◆施策2-4 地域福祉を担う団体への支援と、専門的人材の確保

◆施策2-5 安全・安心に暮らすことができる地域づくり

■基本方針-3 たよう(多様)な福祉のまち ➤ 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

◆施策3-1 地域での支え合いを育むつながりの創出

◆施策3-2 自分らしく生活できる環境の創出

◆施策3-3 犯罪や非行を犯した者の社会復帰の支援(再犯防止計画)

◆施策3-4 地域福祉環境づくりの充実

V-2 施策の展開

■基本方針-1 たよりになる福祉のまち ➤ 適切な支援体制づくり



◆施策1-1 必要なときに相談できる体制の充実

すべての人が健やかに暮らせるよう，社会福祉協議会と連携しながら，福祉サービスへのアクセスや，個人や身近な人の悩みや問題について相談や支援を受けることができる体制整備に取り組みます。

①相談・支援体制の整備

内 容	主な取組
<p>○多様かつ、複雑化する福祉課題に対応するため、庁内関係課における相談・支援体制のさらなる充実を図るとともに、必要な情報の共有化を図る体制の整備を進めます。</p>	<p>□相談支援事業，基幹相談支援センター委託【社会福祉課】</p> <p>□高齢者総合相談窓口の設置【高齢福祉課】</p> <p>□休日夜間高齢者相談の窓口委託【高齢福祉課】</p> <p>□在宅医療・介護連携相談の窓口委託【高齢福祉課】</p> <p>□関連部署との情報共有【介護保険課】</p> <p>□「こども家庭センター」の開設(妊娠期から子育て期の様々な不安や悩み，18歳までのこどもや子育て家庭の心配事など幅広く相談対応)【こども課】</p> <p>□のびのび子育て相談・電話相談【保健推進課】</p> <p>□常総市健康カレンダーによる情報発信【保健推進課】</p> <p>□疾病予防等の講演会・教室実施【保健推進課】</p> <p>□健診結果説明会・健康相談実施【保健推進課】</p> <p>□高齢者事業・介護予防事業実施【保健推進課・高齢福祉課】</p> <p>□消費生活センター【商工観光課】</p> <p>□女性臨床心理カウンセラーの女性相談窓口【人権推進課】</p>

◆施策1-2 いのちと平和を守る体制づくり

不安や悩み、社会的孤立など近年の社会問題に対する支援とともに、自殺対策の周知・相談体制の整備に取り組みます。

①自殺防止に対する支援

内 容	主な取組
<p>○一人で悩まず相談することの大切さ、ストレスや不安との向き合い方などに対する理解を醸成するため、自殺予防週間を活用した周知活動や、世代や環境に応じたSOSの出し方についての啓発を行います。</p>	<p>□自殺対策に関するパンフレットによる啓発【社会福祉課】</p>

②こころの健康づくりの支援

内 容	主な取組
<p>○こころの健康づくりを支援するため、病気や家庭の問題等についての相談・支援体制の充実を図るとともに、うつ予防などに対する周知を行います。</p>	<p>□こころの健康相談【社会福祉課】 □妊産婦のうつ対策【保健推進課】 □乳児訪問【保健推進課】 □休日夜間高齢者相談の窓口委託【高齢福祉課】</p>

③孤立防止に向けた取組の強化

内 容	主な取組
<p>○孤立の防止や生きがいの創出を図るため、学校や職場、地域などと連携し、声掛けや交流機会の創出に対する支援、地域における居場所づくり等に取り組みます。</p>	<p>□孤独・孤立政策について関係各課と情報共有【社会福祉課】 □民生委員や介護予防推進員による訪問活動【社会福祉課・高齢福祉課】 □各種介護予防教室【高齢福祉課】 □専門的な知識を有する職員と関係機関との連携による支援【こども課】 □適応指導教室や校内フリースクール【指導課】 □スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用【指導課】</p>

④相談・支援体制の整備

内 容

○自殺や悩みを抱える人を支援する人材の育成, 地域におけるネットワークづくりを推進し, 自殺予防に向けた包括的な相談支援体制の構築を進めます。

主な取組

- 孤独・孤立政策について関係各課と情報共有（再掲）
【社会福祉課】
- 民生委員や介護予防推進員による訪問活動（再掲）
【社会福祉課・高齢福祉課】
- 各種介護予防教室（再掲）【高齢福祉課】
- 専門的な知識を有する職員と関係機関との連携による支援
（再掲）【こども課】
- 適応指導教室や校内フリースクール（再掲）【指導課】
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
（再掲）【指導課】

◆施策1-3 暮らしと尊厳を守る体制づくり（成年後見制度）

認知症高齢者をはじめとして、意思決定に支援を必要とする人の暮らしと尊厳を守るため、成年後見制度の周知・相談体制の整備に取り組みます。

【常総市成年後見制度利用促進計画】

1. 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症や障害などによって判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な人の権利や財産を守る手段として始められました。

しかしながら、判断能力が不十分であり支援を必要とする人々を支える重要な手段である成年後見制度が十分利用されている状況となっていないことから、国では制度の利用促進を図るため、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

本市においても、介護や支援を必要とする人が今後も増加すると見込まれる中で、成年後見制度を活用した権利擁護への取り組みは一層重要になると考えられます。

そのため、認知症や知的障害、その他の精神上的障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進するため、本計画を策定するものです。

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第五 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の講ずる措置）

第十四 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 計画の位置づけ

成年後見制度の推進においては、支援を必要とする人の生活に密接に関わる地域福祉との関連が深いことから、「第4期常総市地域福祉計画」において「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して取り組むこととします。

3. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 基本目標

本計画では、地域福祉計画の基本理念である「みんなの参加でしあわせをつくるまち ～ 小さな関わり合いから創る共生のまち じょうそう ～」に基づき、以下の2つの基本目標を設定します。

基本目標 1 成年後見制度の利用促進に向け、権利擁護に関する情報提供に取り組みます

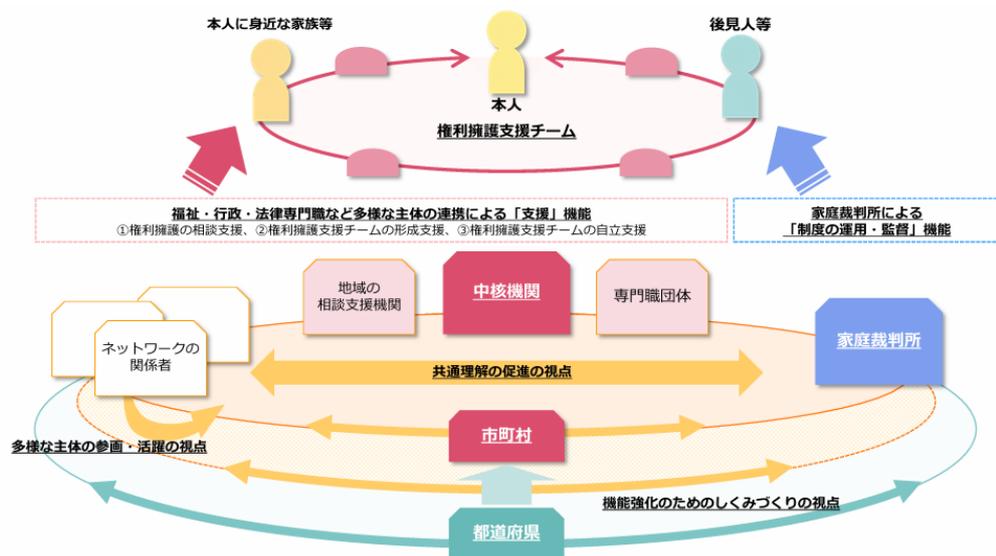
基本目標 2 関連分野の連携により、権利擁護に向けた総合的な支援に取り組みます

5. 地域連携ネットワークづくりと中核機関の設置

地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」であり、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関(中核機関)」の3つのしくみで構成されます。

地域連携ネットワークづくりと中核機関の設置は、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みであり、さらに進めていくことが必要となっています。

このうち、中核機関の設置については、努力義務とされており、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」を担い、不正防止効果が期待されています。



広報機能	○制度の利用促進に向け、パンフレットの作成・配布、講座開催などにより啓発を行います。
相談機能	○成年後見の相談窓口になるとともに、福祉や法律などの専門的人材と連携した支援を行います。
成年後見制度利用促進機能	○申し立てに関する相談・支援や、後見人養成研修を実施します。
後見人支援機能	○後見人等からの相談対応や親族後見支援を行います。

①権利擁護に対する情報提供

内 容	主な取組
○成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。	<input type="checkbox"/> 成年後見制度に関する情報提供【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 「地域連携ネットワーク」の中心となる中核機関設置に向けた取組【社会福祉課・高齢福祉課】

②権利擁護に対する総合的な支援

内 容	主な取組
○意思決定に支援を必要する人の権利擁護を支援するため、保健・医療・福祉の専門職による認知症予防や悪化防止の支援を行うほか、必要に応じて、権利擁護を含めた総合的な支援を行います。	<input type="checkbox"/> 成年後見制度に関する相談対応【社会福祉課・高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 成年後見制度利用支援事業の活用【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 認知症初期集中支援体制の充実【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 介護予防教室の開催【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 相談内容の共有【保健推進課】

③成年後見制度利用の環境整備

内 容	主な取組
○関係機関との連携を強化し、安心して制度を利用できる環境を整えます。	<input type="checkbox"/> 市民後見人の養成研修会の開催【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 成年後見制度利用支援事業の活用(市長申立て,報酬助成) 【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 市民向け制度周知の研修会開催【高齢福祉課】

④後見人支援制度の構築

内 容	主な取組
○地域連携ネットワークの構築,地域包括ケアシステムなどの既存ネットワークを活用しながら,後見人支援に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 後見人支援体制の構築【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 地域ケア個別会議開催【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> ネットワーク機能充実【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 後見人向け研修会開催【高齢福祉課】

◆施策1-4 情報提供の充実

福祉サービス必要とする人が、適時に情報を得ることができるよう、情報提供を強化します。

①情報発信の充実

内 容	主な取組
<p>○市が発行する広報媒体を介した情報提供のほか、公共施設、医療・福祉施設等に福祉情報のパンフレットの配置をする等、多様な方法による効果的な情報提供を推進します。</p>	<p>□広報誌・市HP・SNS等による情報発信 【社会福祉課・こども課・保健推進課】</p> <p>□高齢者向け広報ハッピーだより発行【高齢福祉課】</p> <p>□介護保険のわかりやすい利用手引き発行【介護保険課】</p> <p>□母子手帳アプリ「母子モ」、常総市健康カレンダーでの情報発信【保健推進課】</p> <p>□茨城県公式健康推進アプリ「元気アップ!りいばらき」の普及啓発【保健推進課】</p>

②相談体制の充実

内 容	主な取組
<p>○福祉・介護・保健等の市民福祉担当窓口が連携し、相談者のニーズに即した迅速な対応に努めるほか、各地区の民生委員・児童委員、介護福祉専門員等に対し福祉相談業務の研修会等を実施するなど、地域の相談員として活動しやすい状況を作るほか、広報等によりその存在を広くアピールします。</p>	<p>□高齢者総合相談窓口の設置【高齢福祉課】</p> <p>□身近な高齢者の相談窓口、休日夜間高齢者相談窓口、在宅医療・介護連携相談窓口の委託【高齢福祉課】</p> <p>□生活支援コーディネーターの配置【高齢福祉課】</p> <p>□介護保険事業所連絡会の開催【介護保険課】</p> <p>□常総市健康カレンダーによる情報発信【保健推進課】</p> <p>□疾病予防の講演会・教室実施【保健推進課】</p> <p>□健診結果説明会・健康相談の実施【保健推進課】</p> <p>□消費生活センターの出前講座【商工観光課】</p> <p>□広報・防災無線による注意喚起と啓発活動【商工観光課】</p>

◆施策1-5 デジタル技術を活用した福祉情報の共有の推進

多様化、複雑化する福祉課題に対応するため、福祉分野において、必要な情報が適切に共有できるように、情報の共有やネットワーク化を推進します。

①庁内における福祉情報の共有

内 容	主な取組
○福祉ニーズの多様化・複雑化，人口減少といった，福祉分野を取り巻く課題に対応するため，庁内関係課において，必要な情報の共有を推進し，高齢者，障がい者，子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供する体制を強化します。	□関係各課との連携体制強化，デジタル技術の活用による情報共有推進【関係各課】

■基本方針－２ たすけあう福祉のまち ➤ 関係機関との連携強化



◆施策２－１ 交流機会や活動の場づくりを通じた地域活動への参加促進

地域コミュニティの関係性の希薄化が指摘されていることを踏まえ、地域コミュニティの再生に向け、地域活動への参加のきっかけづくりや活動の場づくりに取り組みます。

①地域における交流機会創出に対する支援

内 容	主な取組
○教育施設と地域との交流，世代間交流等，地域における多様な交流の取組を支援します。	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会によるお食事会【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> ボランティア団体の活動支援【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター【こども課】 <input type="checkbox"/> 田植え体験による地域との交流【指導課】 <input type="checkbox"/> 地元との資源回収協働【指導課】

◆施策２－２ 地域における福祉の担い手の育成

高齢化や共働き世帯の増加により、地域活動に参加する人が減少していることを踏まえ、将来の地域の担い手を確保するため、若年層を中心に地域活動への参加を促進します。

①地域福祉の担い手確保に対する支援

内 容	主な取組
○民生委員・児童委員，介護予防推進員等の福祉人材の確保を図るため，活動内容等についての周知に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 5月活動強化週間チラシ全戸配布・広報紙活動PR【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 介護予防推進員の養成及び教室運営等の支援【高齢福祉課】

②社会福祉協議会との連携による人材確保の推進

内 容	主な取組
○地域福祉を支える担い手やボランティアの確保を図るため，地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会との連携を強化します。	<input type="checkbox"/> 事業委託や人件費負担などの支援【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 生活支援コーディネーターの委託【高齢福祉課】

◆施策2-3 複雑化する福祉課題への対応力の強化

地域や個人の福祉活動が多様化，複雑化する中で，福祉課題の解決を担う個人や組織の連携や重層的支援を推進します。

①福祉を担う組織間の連携強化

内 容	主な取組
○複雑化する福祉課題に対応するため，地域自立支援協議会の活用を推進するとともに，福祉を担う組織同士の意思疎通の強化を図ります。	<input type="checkbox"/> 自立支援協議会の開催【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 介護予防推進員による教室への支援【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> スムーズな窓口対応継続【介護保険課】 <input type="checkbox"/> こども家庭センター合同ケース会議開催【こども課・保健推進課】

②支援体制の整備

内 容	主な取組
○子ども，高齢者，障がい者等，異なる福祉ニーズに対応するため，重層的に，必要な支援ができる体制づくりを進めます。	<input type="checkbox"/> 重層的支援体制の充実【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 高齢者総合相談窓口の設置【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 休日夜間高齢者相談窓口と在宅医療・介護連携相談窓口の委託【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 各種相談窓口の充実・周知徹底【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> スムーズな窓口対応【介護保険課】 <input type="checkbox"/> こどもを守るネットワーク協議会の開催【こども課・保健推進課】

◆施策2-4 地域福祉を担う団体への支援と，専門的人材の確保

ボランティア組織など，地域福祉を担う団体の後継者の育成や組織同士の連携強化を推進します。少子高齢化が進む中で，人材不足が課題となっていることから，保健・医療，福祉，教育分野における専門的人材確保を推進します。

①福祉活動を行う団体等との連携強化

内 容	主な取組
○地域福祉を担う，各種福祉団体の活動を支援するため，市民に対する活動の周知を支援するほか，団体同士の連携強化に対する支援を行います。	<input type="checkbox"/> 地域住民等による自発的活動の支援【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> シルバー人材センターの連携・支援【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 常総市母子寡婦福祉会の連携・支援【こども課】

②ボランティア活動の体験機会の提供

内 容	主な取組
○ボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会と連携しながら、市民に向けた広報活動の充実、小中高校生向けの体験機会の提供などに取り組みます。	□赤い羽根共同募金の中高校生参加推進 【社会福祉課（社会福祉協議会）】

③専門職人材の確保

内 容	主な取組
○官民連携による地域福祉を推進するため、医療・福祉、教育分野などにおける専門的人材の確保に取り組みます。	□専門職（各分野の有資格者）の配置【福祉部関係各課】 □介護職員等の専門的人材処遇改善支援 【高齢福祉課・介護保険課】 □介護職員初任者研修受講支援事業 【高齢福祉課・介護保険課】 □茨城県保育教諭資格取得支援事業【こども課】 □要医療的ケア児童・生徒に対する訪問看護ステーションへの委託【学校教育課】 □看護師雇用による児童生徒への支援【学校教育課】 □スクールカウンセラー配置事業【指導課】 □スクールソーシャルワーカー配置事業【指導課】

◆施策2-5 安全・安心に暮らすことができる地域づくり

自然災害や防犯・交通安全など、日常生活における様々な危険を理解し、自助・互助・共助に必要な公助を講じることにより、助け合いながら暮らすことができる環境づくりを推進します。

①高齢者の生活利便性の確保

内 容	主な取組
○高齢者をはじめとする交通弱者の移動利便性を確保するため、JOYBUS（常総市コミュニティバス）や予約型乗合交通ふれあい号をはじめとして、公共交通の利用促進を図ります。	□高齢者の運転免許自主返納に対する「JOYBUS（常総市コミュニティバス）」「予約型乗合交通ふれあい号」利用券（2万円）交付【防災危機管理課】 □福祉タクシー券の交付【社会福祉課】 □JOYBUSお試し乗車券発行【都市計画課】 □定期的なJOYBUSのルート等の見直し【都市計画課】 □AIを用いたふれあい号予約システムによる配車効率化【都市計画課】

②地域における支援体制の整備

内 容	主な取組
○高齢世帯の増加や世帯の小規模化などが予想されることから、地域における見守りや生活支援について検討します。	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員による見守り活動・救急医療情報キット 【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 事例検討会の開催によるケアマネジメント充実 【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 高齢者見守りサポート事業と買い物支援事業の推進 【高齢福祉課】

③子どもや家庭に対する切れ目のない支援体制の整備

内 容	主な取組
○生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがなく、貧困が世代を超えて連鎖することがない環境づくりに向け、「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」、「経済的支援」を柱として、子どもや家庭に対する総合的な支援に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 子どもの学習支援・生活支援事業【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 生活保護制度の相談支援【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭への就労支援【社会福祉課・こども課】 <input type="checkbox"/> 各種手当の支給【こども課】 <input type="checkbox"/> 就学援助制度実施(修学旅行費、医療費、学用品等の一部補助) 【学校教育課】

④生活困窮者に対する支援の充実

内 容	主な取組
○生活困窮者のニーズの把握や不安の解消を図るため、相談体制の充実を図るとともに、ハローワーク、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の関係機関等との連携強化を図り、生活困窮者の状況把握や自立に向けた具体的協議ができるネットワークを構築します。	<input type="checkbox"/> 自立相談支援事業【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 生活保護制度の相談支援【社会福祉課】

⑤地域における防犯・防災体制の強化

内 容	主な取組
○常総市地域防災計画に基づき、災害時の避難・支援体制の整備を進めるとともに、地域における防犯・防災体制の強化を促進するため、自主防災組織の組織化、防災活動の支援、家庭や地域における防犯・防災対策の周知などを行います。	□自主防災組織による災害時安否確認体制構築推進 【防災危機管理課】 □空家管理の相談と空家等バンクの推進 【都市計画課・都市整備課】

⑥要配慮者施設に対する支援

内 容	主な取組
○災害時における要配慮者の安全を確保するため、民生委員や社会福祉施設や学校、医療施設等と連携しながら、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定、要配慮者施設における避難確保計画等の策定を進めるとともに、施設等における避難訓練の実施を支援します。	□「避難行動要支援者名簿」の作成と「個別避難計画作成」の推進【防災危機管理課】 □要配慮者の情報提供と安全確認【社会福祉課】 □民生委員・児童委員による救急医療情報キット 【社会福祉課】 □市内介護保険事業所と連携した電子@連絡帳 JOSO システムへの避難行動要支援者の登録及び運用訓練実施 【高齢福祉課】 □要配慮者施設における「避難確保計画策定」と「避難訓練実施状況」の確認・指導【介護保険課】

■基本方針－3 たよう（多様）な福祉のまち

➤ 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり



◆施策3－1 地域での支え合いを育むつながりの創出

地域共生社会の実現を目指し、異なる文化を超えて、地域で支え合いや助け合うことができる環境づくりを推進します。

①自治団体への加入促進

内 容	主な取組
○地域住民の相互扶助による地域福祉の増進を図るため、自治団体等が実施する、加入促進活動を支援します。	<input type="checkbox"/> HPにて自治会の紹介【市民と共に考える課】 <input type="checkbox"/> 転入、転居時に自治会加入促進のチラシを配布【市民課】

②地域における見守り活動の支援

内 容	主な取組
○子どもや高齢者の見守りや要配慮者に対する支援について、地域が主体となって取り組むことができるよう、関係部署と連携し、必要な体制づくりを支援します。	<input type="checkbox"/> 要配慮者の情報提供と安全確認【社会福祉課・こども課・保健推進課】 <input type="checkbox"/> 行方不明高齢者 SOS ボランティア養成研修会開催【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 認知症サポーターの養成による支援体制強化【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 事業所等との見守り協定締結【高齢福祉課】 <input type="checkbox"/> 防災無線による下校見守り放送【指導課】

◆施策3-2 自分らしく生活できる環境の創出

認知症高齢者や障がい者をはじめとして、すべての人が尊厳を持ち、自分らしく生活することができる環境づくりを推進します。

①児童虐待予防に対する啓発

内 容	主な取組
<p>○児童虐待の発生予防と早期発見を目指し、県や児童相談所等と連携を図りながら、児童虐待防止や早期発見に関する周知・啓発活動を進めます。</p>	<p>□チラシやポスター等の関係機関への配布【こども課】</p> <p>□「こどもを守ろうオレンジリボンたすきりレー」のPR【保健推進課・こども課】</p> <p>□児童虐待防止運動期間のオレンジリボンによる啓発【保健推進課こども課】</p> <p>□地域交流センター（豊田城）へのオレンジリボンのライトアップ【こども課】</p> <p>□乳幼児健診時の健やか親子21アンケート実施【保健推進課】</p>

②人権教育の推進

内 容	主な取組
<p>○人権に対する意識を醸成するため、幼児から高齢者まで多様な人権教育活動に対応できる啓発資料や教材等の整備に取り組むとともに、誰もが気軽に利用できる相談体制の充実に努めます。</p>	<p>□人権問題解消のための研修会・講演会実施【人権推進課】</p> <p>□常総市隣保館（きぬふれあいセンター）運営による生活相談、就労相談実施【人権推進課】</p> <p>□保護司・更生保護女性会との連携【社会福祉課】</p> <p>□社会を明るくする運動【社会福祉課】</p> <p>□高齢者総合相談窓口の設置【高齢福祉課】</p>

③家庭内暴力に対する支援

内 容	主な取組
<p>○家庭内暴力に関する啓発の充実に図るとともに、相談体制の充実と相談窓口の周知を行います。また、茨城県女性相談センターや警察等の関係機関との連携を強化し、被害者の安全が確保できるよう、必要に応じて一時保護等に対応できる体制を確保します。</p>	<p>□県、国、警察への専門相談窓口案内及び保護施設等への送致【人権推進課・こども課】</p> <p>□生活保護制度の相談支援【社会福祉課】</p> <p>□生きがい支援ショートステイ事業活用【高齢福祉課】</p> <p>□養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置【高齢福祉課】</p>

④障がい者の権利擁護に対する体制の充実

内 容	主な取組
○障がい者の意思決定の支援を図るため、自立支援協議会を活用し、権利擁護に関する協議を行います。	□自立支援協議会の活用【社会福祉課】

⑤ひきこもりの方や家族に対する支援

内 容	主な取組
○ひきこもりの方に対する早期発見・早期介入を促進するため、民生委員・児童委員等との連携、情報共有を強化するとともに、ひきこもりの方やその家族に対して必要な支援を行います。	□相談窓口の設置【社会福祉課・こども課】 □訪問支援【社会福祉課・こども課】 □不登校児への早期対応（関係機関との連携）【指導課】

⑥地域ぐるみの支援体制の充実

内 容	主な取組
○孤立の防止やひきこもり者やその家族を支援するため、地域における見守りや居場所づくりに取り組みます。	□民生委員・児童委員による見守り活動【社会福祉課・こども課】 □社会福祉協議会によるお食事会事業【社会福祉課】 □協議体の設置、生活支援コーディネーターの育成・連携【高齢福祉課】 □介護予防推進員の養成及び教室運営等支援【高齢福祉課】 □各種介護予防教室の開催【高齢福祉課】

◆施策3-3 犯罪や非行を犯した者の社会復帰の支援（再犯防止計画）

新たに制定された再犯防止推進法に基づき、犯罪や非行を犯した者が、社会復帰への支援を推進します。

【常総市再犯防止推進計画】

1. 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成 14 年にピークを迎えて以降、国による犯罪の抑止に係る様々な取組を進めた結果、令和元年は戦後最少となりました。一方で、再犯者については、平成 18 年をピークとして減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は、平成 30 年には現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高い 48.8%となり、令和元年も同程度のまま推移しています。

このような状況から、平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」）では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めることとされました。

犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、嗜癖^{しへま}、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、再び罪を犯すことの無いよう、地域社会で孤立させないための支援を国・地方公共団体及び民間団体等が連携して実施する必要があります。

このようなことから、本市においても、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮しつつ、犯罪をした者等を含む誰もが住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりを実現するため、本計画を策定するものです。

【参考】再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体の施策）

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節※に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

※「国の施策」に規定される施策

○特性に応じた指導及び支援等

○非行少年等に対する支援

○住居の確保等

○就労の支援

○就業の機会の確保等

○更生保護施設に対する援助

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ○保健医療サービス及び福祉サービスの提供 | ○関係機関における体制の整備等 |
| ○再犯防止関係施設の整備 | ○情報の共有，検証，調査研究の推進等 |
| ○社会内における適切な指導及び支援 | ○国民の理解の増進及び表彰 |
| ○民間の団体等に対する援助 | |

2. 計画の位置づけ

再犯防止の推進においては、支援を必要とする人の生活に密接に関わる地域福祉との関連が深いことから、「第4期常総市地域福祉計画」において「再犯防止推進計画」を包含して取り組むこととします。

3. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 基本目標

本計画では、地域福祉計画の基本理念である「みんなの参加でしあわせをつくるまち ～小さな関わり合いから創る共生のまち じょうそう～」に基づき、以下の2つの基本目標を設定します。

-
- 基本目標 1 安定した生活基盤形成に向けた支援とサービスの利用の促進に取り組みます
 基本目標 2 多様な主体との連携促進に向け、広報・啓発活動に取り組みます
-

①安定した生活基盤形成の支援

内 容	主な取組
○生活の安定を図るため、就職及び就労の定着に向けてハローワークとの連携、協力事業所の確保に取り組むとともに、居住の確保に向け、市営住宅の活用や民間事業者との連携を進めます。	○生活困窮者への相談体制【社会福祉課・こども課】 ○住居確保給付金【社会福祉課】 ○生活保護受給者等就労自立促進事業【社会福祉課】 ○市営住宅の相談支援【都市整備課】
○自立した生活基盤の確立を支援するため、生活困窮者自立支援事業による支援を行います。	○自立相談支援事業【社会福祉課】

②相談体制の整備

内 容	主な取組
○犯罪や非行などの問題のある人やその家族、矯正施設出所者等に対する相談支援体制の整備を図ります。	<input type="checkbox"/> 更生保護サポートセンター・公共施設等の相談施設貸出【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 子どもを守るネットワーク協議会での相談支援【こども課】

③再犯防止活動の促進等， 広報・啓発活動の推進等

内 容	主な取組
○市内の学校等において，非行防止や薬物乱用防止に関する啓発を行います。	<input type="checkbox"/> 社会を明るくする運動【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 保護司・更生保護女性会との連携【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 非行防止教室【指導課】 <input type="checkbox"/> 情報モラル講演会【指導課】 <input type="checkbox"/> 薬物乱用防止教室【指導課】
○保護司の確保を図るため，保護司の活動についての周知を図るとともに，関係機関と連携しながら，保護司適任者の推薦を行います。	<input type="checkbox"/> 更生保護活動の支援【社会福祉課】 <input type="checkbox"/> 保護司候補者検討協議会【社会福祉課】

④国・民間団体等との連携強化等

内 容	主な取組
○公的機関や保護司会などと連携を強化し，本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努めます。	<input type="checkbox"/> 保護司との連携強化・事業支援【社会福祉課】

◆施策3-4 地域福祉活動づくりの充実

買い物や移動、ごみ出しなど、福祉サービスでは対応できない課題が顕在化しつつある中で、身近な地域で生活を継続できる環境づくりを推進します。

①日常生活自立支援事業の活用

内 容	主な取組
○日常生活における福祉サービスの利用援助や金銭管理等を支援するため、日常生活自立支援事業を通じた支援を行います。	□家計改善支援事業【社会福祉課】

②自立支援に向けた関係機関との連携強化

内 容	主な取組
○ハローワーク、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の関係機関等との連携を強化し、生活困窮者の状況把握や自立に向けたネットワークを構築します。	□自立相談支援事業 【社会福祉課・高齢福祉課・こども課】

③地域自立支援協議会の活用

内 容	主な取組
○障がい者の意思決定支援等の強化を図るため、障がい者地域自立支援協議会において、権利擁護に関する協議を行います。	□自立支援協議会の開催【社会福祉課】

④平和を尊ぶ事業

内 容	主な取組
○令和8年度に戦没者追悼式の開催を予定します。	□戦没者追悼式主催【社会福祉課】

⑤犯罪被害者に対する相談・援助の検討

内 容	主な取組
○犯罪被害にあった方に対し、相談窓口の周知など、必要な措置を講じます。	□弁護士相談【市民と共に考える課】 □住民基本台帳事務における支援措置制度 【市民課・暮らしの窓口課】

第Ⅴ章 計画の推進に向けて

1. 地域福祉に対する関心と意識の醸成

地域福祉については、少子化や高齢化などを背景に多様化・複雑化しており、計画策定にあたり実施した意向調査やワークショップにおいても、多くの皆様から身の回りで起きている福祉課題に関するご指摘、回答者ご自身の問題意識などについてご意見をいただいています。

このような中で、地域福祉を推進するためには、地域福祉に対して、より多くの市民の皆様が関心を持ち、地域福祉に参画する意識を醸成することが不可欠となることから、情報発信や地域福祉を経験する機会の創出などに取り組みます。

2. 福祉に携わる主体の連携強化

福祉課題が多様化・複雑化する中で、福祉、保健、医療、教育、防災などを中心として、関連する分野の連携が重要になっています。そのため、市内関係部署において、地域福祉に関する課題や問題とともに、本市の目指すべき福祉のあり方を共有することにより、地域福祉の推進を図ることとします。

また、家庭や地域における問題や課題の解決にあたっては、行政だけでなく、社会福祉協議会や福祉分野で活動する団体やNPO、市民など、様々な主体の連携と参画が不可欠になることから、本計画の周知・啓発に積極的に取り組み、常総市において福祉に関わる主体が連携して地域福祉を推進していく体制づくりに取り組みます。

3. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、計画で位置づけた施策についての進行管理を行うことが必要になります。

そのため、進行管理の代表的な考え方となっている「PDCA」サイクルに基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を行うことにより、施策の進行状況と課題の把握、改善事項の明確化を図りながら継続的に改善を行うこととします。

